

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成19年2月

**eGuarantee**

イー・ギャランティ株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式215,050千円(見込額)の募集及び株式378,994千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式50,600千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

---

イー・ギャランティ株式会社

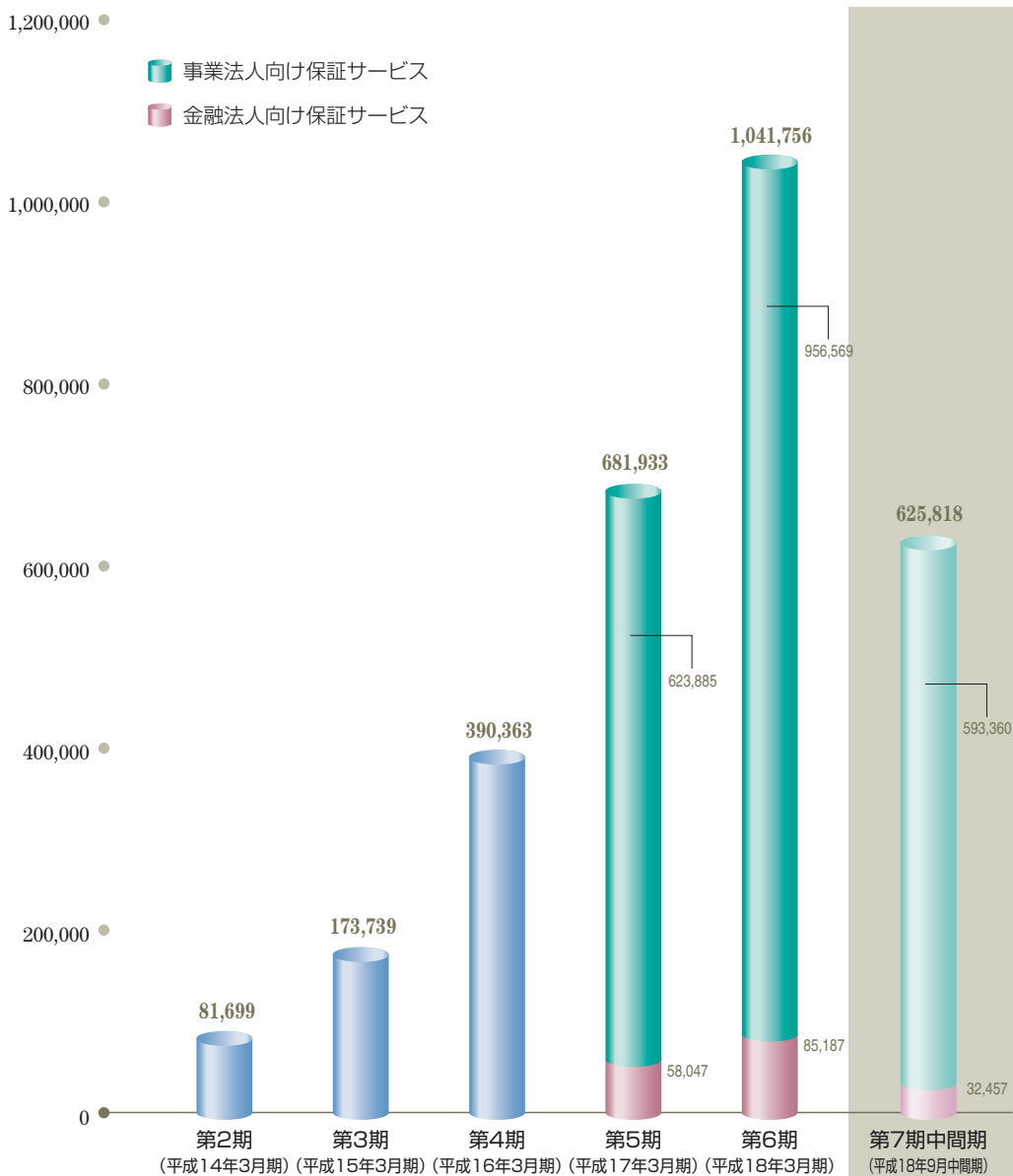
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

# 1 事業の概況

当社は、特定の金融グループに属さない特徴を活かし、当社独自の営業網の他に親会社である伊藤忠商事(株)を始めとして、地域に強い基盤を持つ多数の地方銀行や複数の大手都市銀行の保険代理店子会社との提携により、企業間の商取引や金融サービス提供に伴うリスク引受（保証受託）を行っております。当社の提供するサービスは、事業法人向け保証サービスと金融法人向け保証サービスに大別することができます。

## ●事業部門別売上高

(単位：千円)



## 2 業績等の推移

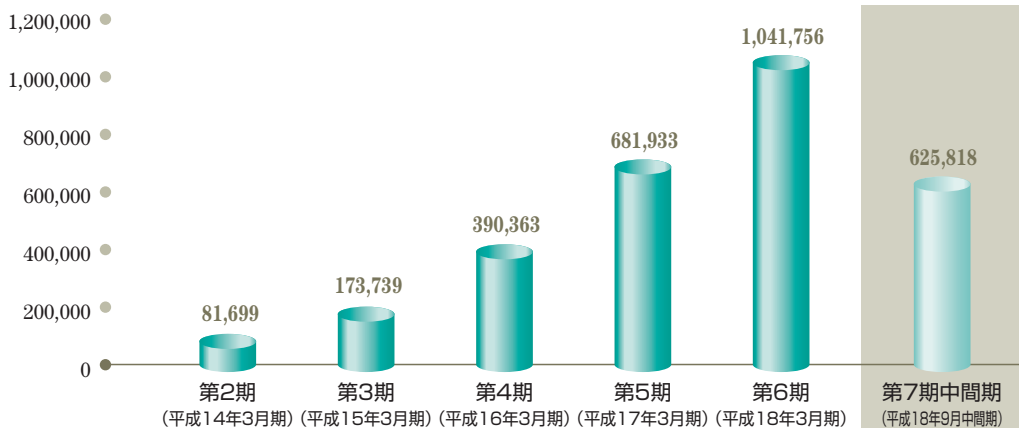
### ●主要な経営指標等の推移

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期中間期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成18年9月
売上高 (千円)	81,699	173,739	390,363	681,933	1,041,756	625,818
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△204,666	△154,677	△37,652	57,852	143,878	77,436
当期(中間)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△204,956	△154,967	△37,942	114,682	158,905	79,515
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	590,000	680,000	680,000	930,000	930,000	930,000
発行済株式総数 (株)	11,800	14,200	14,200	19,200	19,200	19,200
純資産額 (千円)	240,702	265,735	227,793	842,475	1,001,381	1,080,896
総資産額 (千円)	296,785	498,001	597,536	1,389,639	1,723,973	1,833,518
1株当たり純資産額 (円)	20,398.52	18,713.77	16,041.77	43,878.93	52,155.29	56,296.70
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期(中間)純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△17,369.15	△11,923.56	△2,671.99	6,836.50	8,276.35	4,141.41
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.1	53.4	38.1	60.6	58.1	59.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	21.4	17.2	7.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△51,925	476,428	24,020
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,775	△548,340	△36,011
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	497,565	—	—
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高 (千円)	—	—	—	971,343	899,431	887,440
従業員数 (名)	12	14	12	16	28	34

- (注) 1 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。ただし、第3期については税法上免税事業者扱いとなり消費税等について税込方式で会計処理をしたため、売上高に消費税等が含まれております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第3期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 第2期から第4期までの自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7 株価収益率については、当社株式が非上場のため記載しておりません。
- 8 第5期及び第6期の財務諸表並びに第7期中間期の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

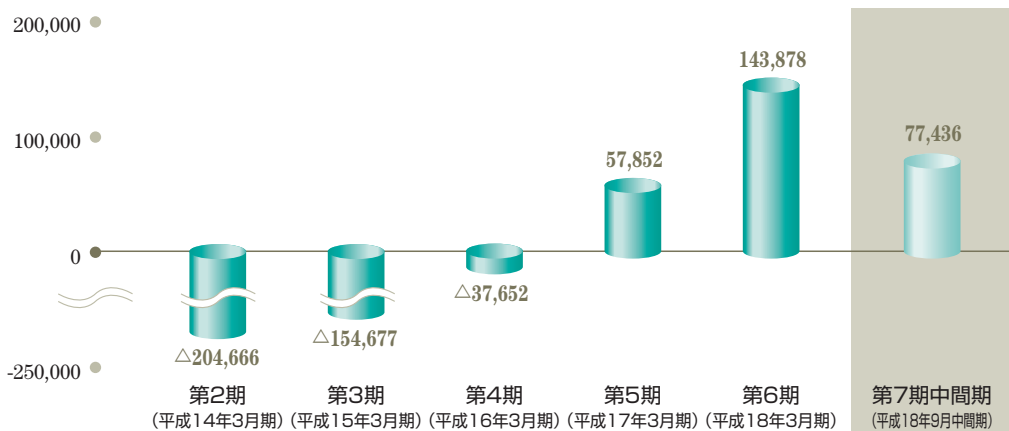
●売上高

(単位：千円)



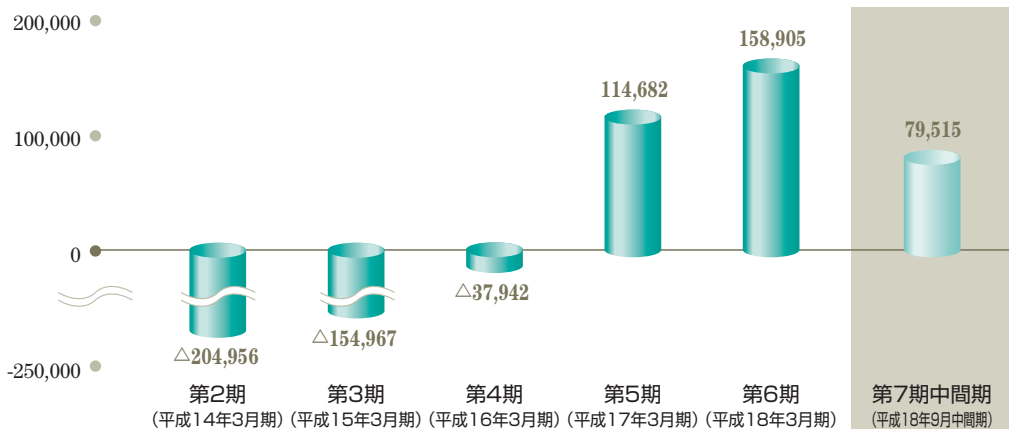
●経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



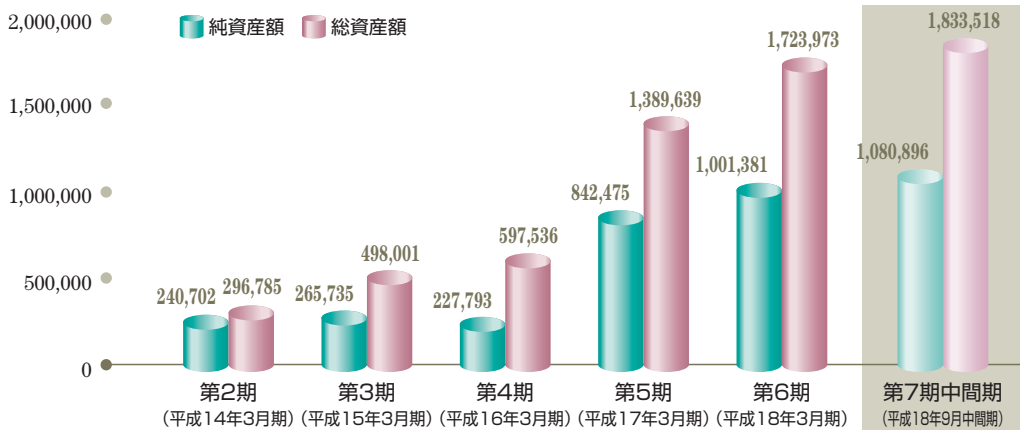
●当期(中間)純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



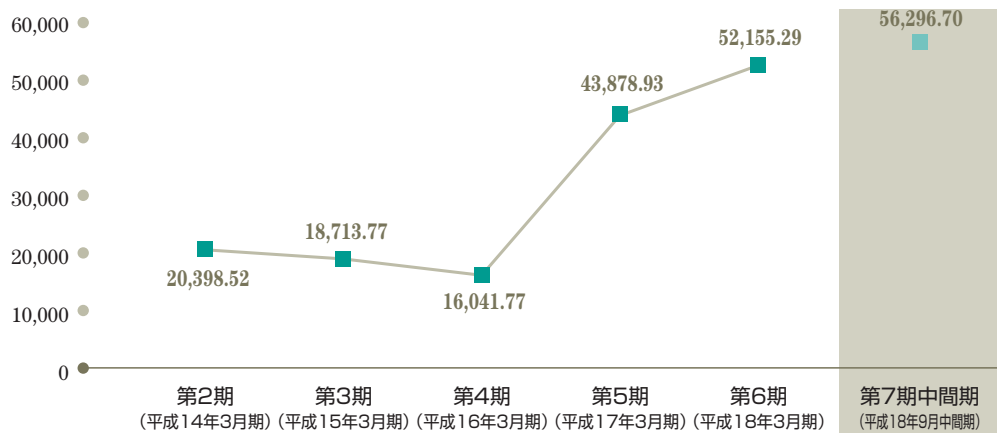
● 純資産額／総資産額

(単位：千円)



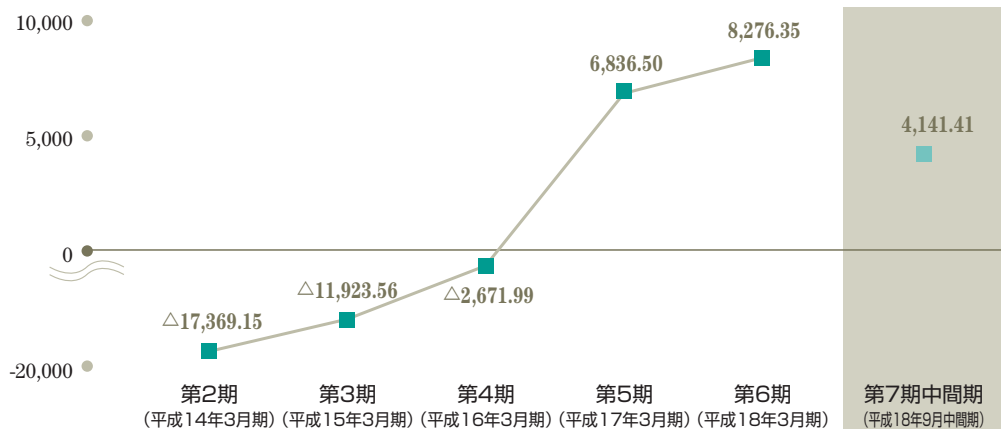
● 1株当たり純資産額

(単位：円)



● 1株当たり当期(中間)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)

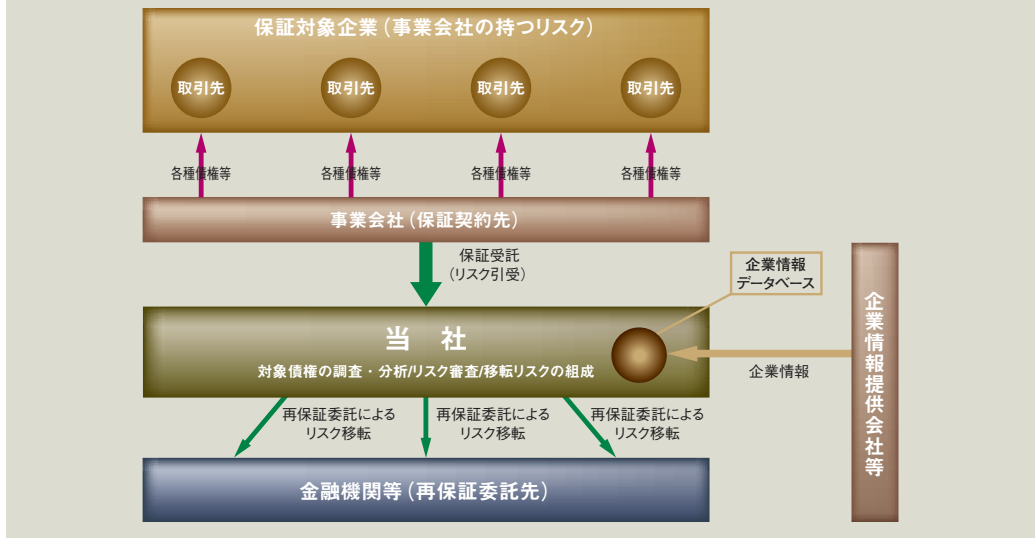


# 3 事業の内容

## 1 事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスとは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権回収リスクを保証受託（リスク引受）するサービスです。本サービスは、契約先の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、契約先にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。

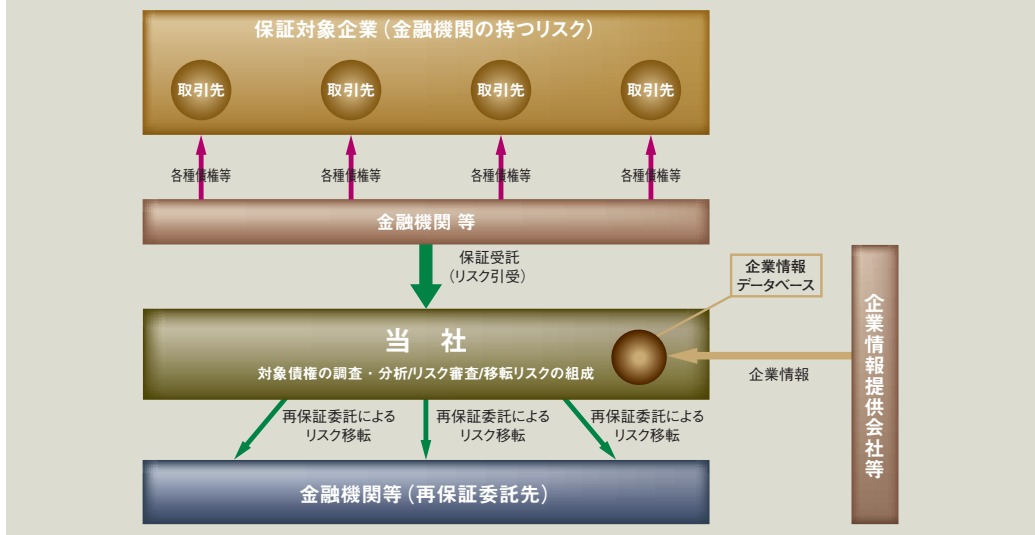
「事業法人向け保証サービス」モデル



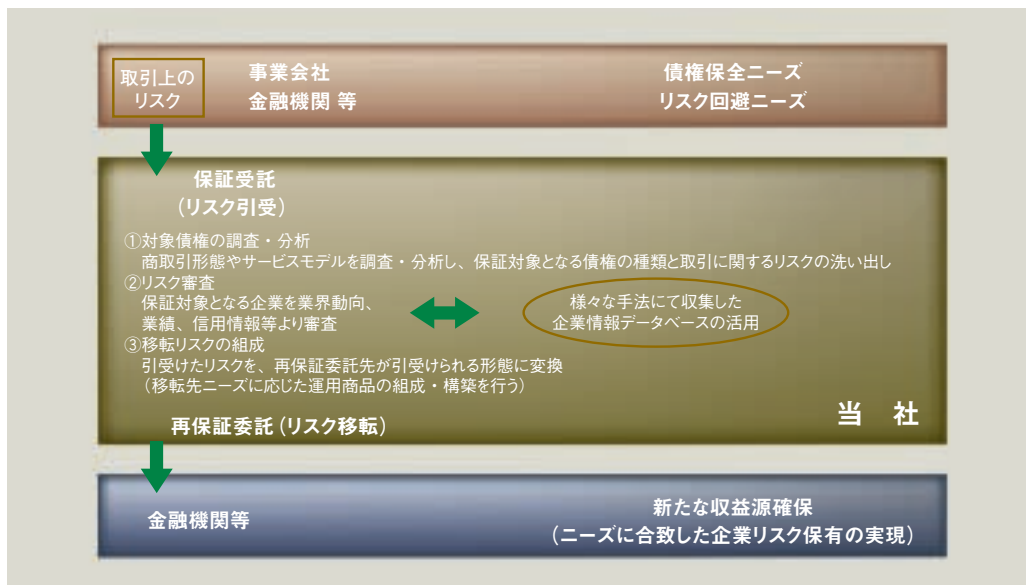
## 2 金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスとは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを保証受託（リスク引受）するサービスです。本サービスは、当社が信用リスクを保証受託し、再保証委託先（リスク移転先）のニーズに応じたリスクの集合体として組成し、金融機関等に再保証委託することにより、金融機関等の保有するクレジットリスクを交換する市場を提供しております。

「金融法人向け保証サービス」モデル



## ●当社の機能



### (1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社は、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の保証を受託することにより保証料を得ます。事業分野を保証事業に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社営業網に加え、商社・地方銀行・大手都市銀行の保険代理店子会社の代理店網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

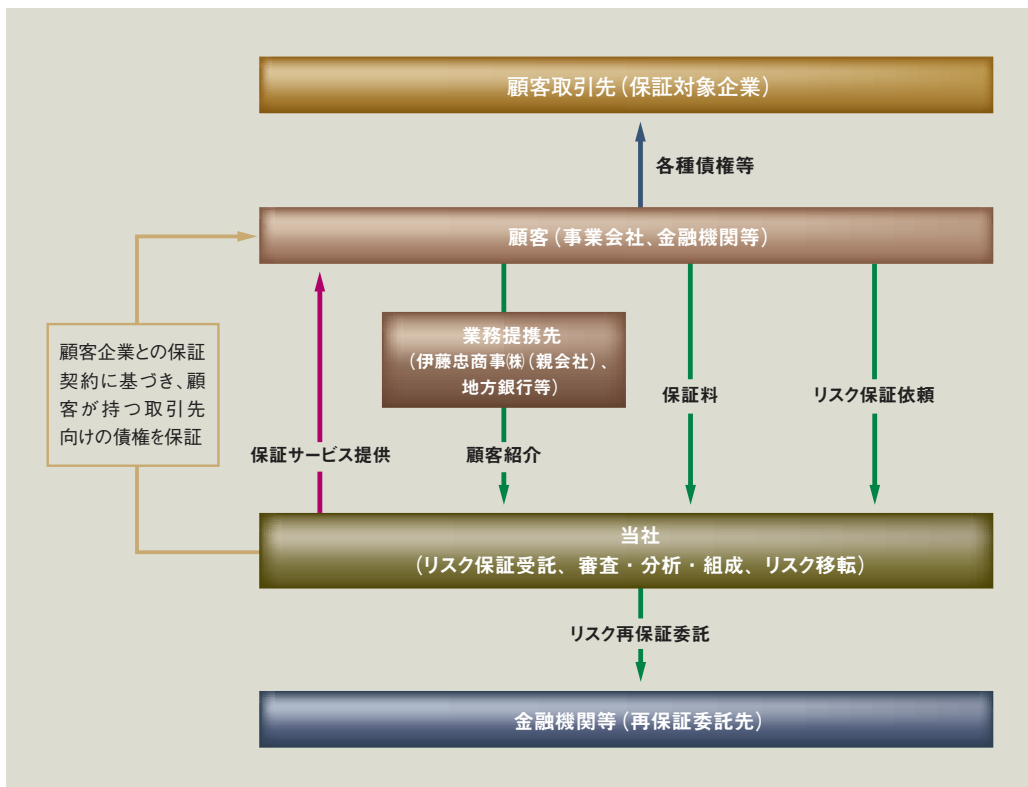
### (2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

保証を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社は、多種多様な取引における債権の保証に取組んできた実績を活かし、債権債務とリスクの所在を明確にし、再保証を委託する金融機関等にとって明確で簡素化された形にリスクをグルーピングします。この過程で、当社は、当社にて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスクに応じて企業を分類し、保証対象となるよう定量化を図っております。

### (3) 再保証委託先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、再保証委託先となる金融機関等の嗜好に合わせて、リスク度合い、最大リスク額、委託料のバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオを金融機関等へ再保証委託することで当社の負うリスクを移転します。

●事業系統図



# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	6
第2 【売出要項】 .....	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	10
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	11
第二部 【企業情報】 .....	13
第1 【企業の概況】 .....	13
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	13
2 【沿革】 .....	15
3 【事業の内容】 .....	16
4 【関係会社の状況】 .....	21
5 【従業員の状況】 .....	21
第2 【事業の状況】 .....	22
1 【業績等の概要】 .....	22
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	25
3 【対処すべき課題】 .....	26
4 【事業等のリスク】 .....	28
5 【経営上の重要な契約等】 .....	34
6 【研究開発活動】 .....	34
7 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	34
第3 【設備の状況】 .....	38
1 【設備投資等の概要】 .....	38
2 【主要な設備の状況】 .....	38
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	39

	頁
第4 【提出会社の状況】 .....	40
1 【株式等の状況】 .....	40
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	45
3 【配当政策】 .....	45
4 【株価の推移】 .....	46
5 【役員状況】 .....	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 .....	48
第5 【経理の状況】 .....	51
【財務諸表等】 .....	52
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	87
第7 【提出会社の参考情報】 .....	88
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	88
2 【その他の参考情報】 .....	88
第四部 【株式公開情報】 .....	89
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	89
第2 【第三者割当等の概況】 .....	90
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	90
2 【取得者の概況】 .....	92
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	94
第3 【株主の状況】 .....	95

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年2月2日
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e Guarantee, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江藤 公則
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 5447 - 3577(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 馬場 豊吉
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 5447 - 3577(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 馬場 豊吉
【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	入札による募集 円 入札によらない募集 円 ブックビルディング方式による募集 215,050,000円 (引受人の買取引受による売出し) 円 入札による売出し 円 入札によらない売出し 円 ブックビルディング方式による売出し 378,994,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) 円 入札による売出し 円 入札によらない売出し 円 ブックビルディング方式による売出し 50,600,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社 法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届 出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	1,000

(注) 1 平成19年2月2日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成19年2月16日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

## 2 【募集の方法】

平成19年2月27日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成19年2月16日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,000	215,050,000	126,500,000
計(総発行株式)	1,000	215,050,000	126,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(253,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は253,000,000円となります。
- 6 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	1	自 平成19年3月1日(木) 至 平成19年3月6日(火)	未定 (注) 4	平成19年3月7日(水)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。  
発行価格の決定に当たり、平成19年2月16日に仮条件を提示する予定であります。  
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年2月27日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。  
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。  
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 平成19年2月16日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成19年2月27日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成19年2月2日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成19年2月27日に資本組入額を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株券受渡期日は、平成19年3月8日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込みに先立ち、引受人もしくはその委託販売先証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成19年2月20日から平成19年2月26日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先証券会社の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成19年3月7日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計		1,000	

(注) 1 引受株式数は、平成19年2月16日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成19年2月27日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、25株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
253,000,000	20,000,000	233,000,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(253,000円)を基礎として算出した見込額であります。平成19年2月16日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額233,000千円については、審査能力及び経理能力拡充のためのシステム開発投資に100,000千円、営業網拡大のための支店開設に10,000千円充当する予定であり、残額については金融法人向け保証サービス(RMS)における金融機関担保金に充当する予定であります。

なお、設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご覧ください。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成19年2月27日に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	1,498	378,994,000	東京都港区北青山二丁目5番1号 伊藤忠商事株式会社 500株  東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合 400株  東京都千代田区九段北一丁目8番10号 投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド 173株  東京都千代田区九段北一丁目8番10号 投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2号 - A )」 123株  東京都千代田区九段北一丁目8番10号 投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2号 - B )」 123株  東京都中央区京橋一丁目2番1号 エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社 105株  東京都千代田区麹町四丁目2番地7 安田企業投資1号投資事業有限責任組合 74株
計(総売出株式)		1,498	378,994,000	

- (注) 1 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(253,000円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成19年 3月1日(木) 至 平成19年 3月6日(火)	1	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 証券会社の本 支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内一丁目 8番1号 大和証券エスエムビーシー株 式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成19年2月27日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成19年2月27日に元引受契約を締結する予定であります。ただし元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成19年3月8日(木))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先証券会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	200	50,600,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計(総売出株式)		200	50,600,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年3月8日から平成19年3月19日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(253,000円)で算出した見込額であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成19年 3月1日(木) 至 平成19年 3月6日(火)	1	未定 (注) 1	大和証券エスエムビ ーシー株式会社及び その委託販売先証券 会社の本支店及び営 業所		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成19年2月27日)において決定する予定であります。
- 3 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成19年3月8日)の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券エスエムビーシー株式会社及びその委託販売先証券会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

## 第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 ジャスダック証券取引所への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事証券会社として(以下「主幹事会社」という。)、平成19年3月8日にジャスダック証券取引所へ上場される予定であります。

### 2 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社株主より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成19年3月19日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成19年3月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3 ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主でありその所有する当社普通株式の一部を売出す伊藤忠商事株式会社、テクノロジーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド、投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2 号 - A )」、投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2 号 - B )」、エヌ・アイ・エフ S M B C ベンチャーズ株式会社及び安田企業投資1号投資事業有限責任組合並びに当社の大株主である株式会社帝国データバンク、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行は、主幹事会社に対し、上場後各株主の合意した期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションに関しての対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。これら株主の所有するロックアップの対象となる当社普通株式は、合計16,502株となります。

上場後180日を経過した日(平成19年9月4日)までをロックアップ期間として合意した者

伊藤忠商事株式会社、株式会社帝国データバンク、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行

これら株主の所有するロックアップの対象となる当社普通株式は、12,216株となります。

上場後90日を経過した日（平成19年6月6日）までをロックアップ期間として合意した者

テクノロジーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド、投資事業組合「N I F 21 - O N E（2号 - A）」、投資事業組合「N I F 21 - O N E（2号 - B）」、エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社、安田企業投資1号投資事業有限責任組合

これら株主の所有するロックアップの対象となる当社普通株式は、4,286株となります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション及び株式分割にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記にいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
売上高 (千円)	81,699	173,739	390,363	681,933	1,041,756
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	204,666	154,677	37,652	57,852	143,878
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	204,956	154,967	37,942	114,682	158,905
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	590,000	680,000	680,000	930,000	930,000
発行済株式総数 (株)	11,800	14,200	14,200	19,200	19,200
純資産額 (千円)	240,702	265,735	227,793	842,475	1,001,381
総資産額 (千円)	296,785	498,001	597,536	1,389,639	1,723,973
1株当たり純資産額 (円)	20,398.52	18,713.77	16,041.77	43,878.93	52,155.29
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額 ( ) (円)	17,369.15	11,923.56	2,671.99	6,836.50	8,276.35
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.1	53.4	38.1	60.6	58.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	21.4	17.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	51,925	476,428
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	1,775	548,340
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	497,565	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	971,343	899,431
従業員数 (名)	12	14	12	16	28

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。ただし、第3期については税法上免税事業者扱いとなり消費税等について税込方式で会計処理をしたため、売上高に消費税等が含まれております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第3期から「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 第2期から第4期までの自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7 株価収益率については、当社株式が非上場のため記載しておりません。
- 8 第5期及び第6期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

当社は、伊藤忠商事㈱の連結子会社として、従来同社が提供してきた企業間取引に関する金融機能の一部を単独のサービスとして取り扱い、企業間の商取引によって生じる様々な債権を保証すると同時に、債権保証により生じるリスクを多数の金融機関等に保証委託することでリスク移転を行う信用保証事業会社として設立されました。

年月	事項
平成12年 9月	東京都港区において、伊藤忠商事㈱の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年 11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権（ ）を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年 2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年 8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
平成17年 2月	貸金業登録(東京都知事(1)第29142号)
平成17年 4月	大阪府大阪市中央区に大阪支店開設
平成17年 10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年 5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年 6月	大阪支店を大阪府大阪市中央区内で移転

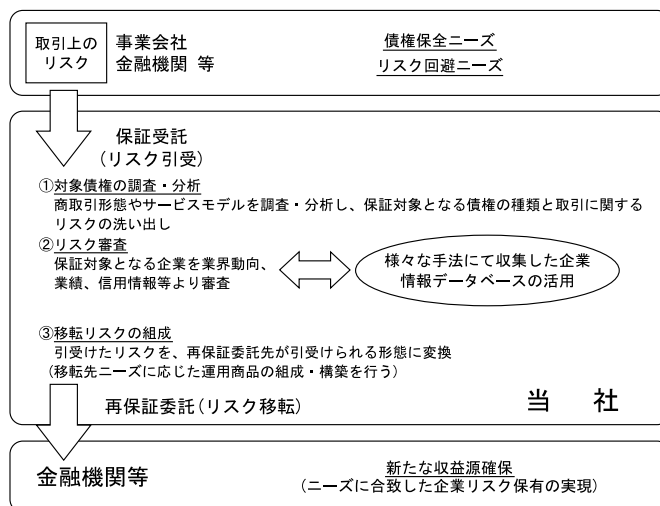
( ) 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

### 3 【事業の内容】

当社は、本書提出日現在、特定の金融グループに属さない特徴を活かし、当社独自の営業網の他に親会社である伊藤忠商事㈱を始めとして、地域に強い基盤を持つ地方銀行14行及び大手都市銀行の保険代理店子会社2社との提携により、全国的に商取引や金融サービス提供に伴うリスク引受（保証受託）の営業活動を行っております。

このような営業展開によるリスクの引受けに伴い、当社は多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらのリスク引受を円滑に実現するために自社でリスク保有をせず、引き受けるリスクを、情報配信会社等から入手した情報に加え、当社にて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関等に再保証を委託しております。当社は再保証の委託にあたり、引き受けたリスクを各金融機関等が一種の運用商品として投資することができるよう、再保証委託先である各金融機関等の嗜好に合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品への投資機会（引受機会）を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク（倒産等、事実上の営業停止状態に至り債務の履行がなされないリスク）自体を保証契約先から仕入れ、再保証委託先へ供給するというホールセラー的役割も担っております。

（当社の機能）



本スキームにおいて当社の担う機能を段階別に説明すると下記のとおりです。

#### (1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社は、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の保証を受託することにより保証料を得ます。事業分野を保証事業に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社営業網に加え、商社・地方銀行・大手都市銀行の保険代理店子会社の代理店網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

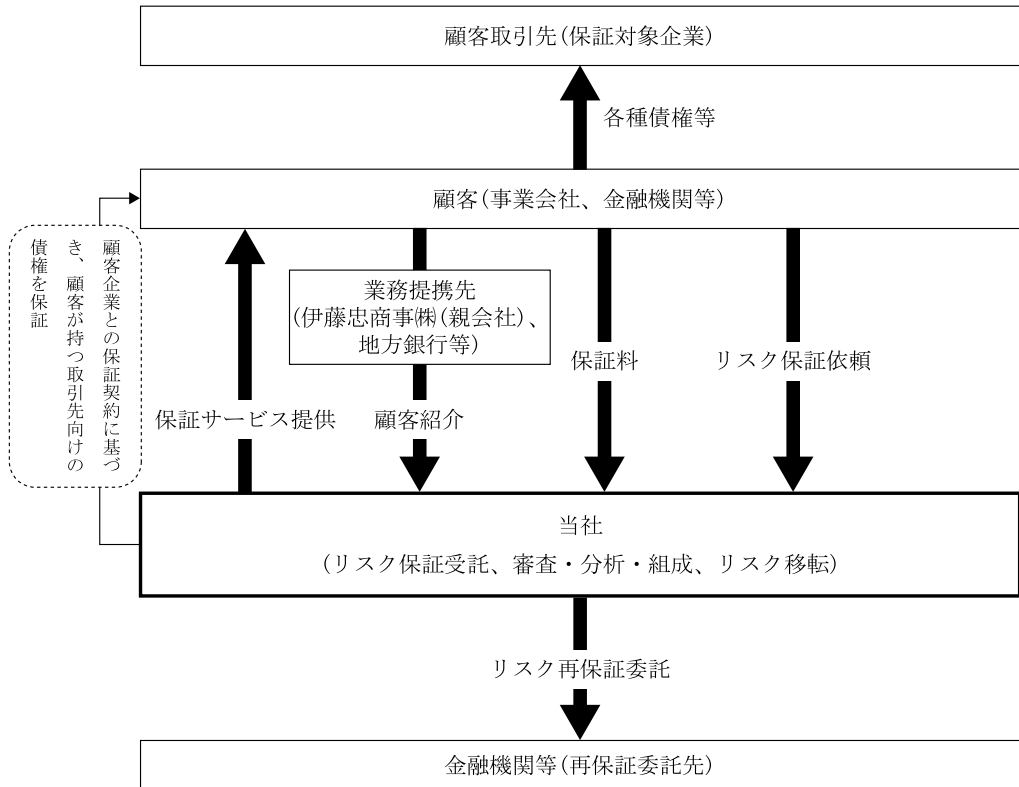
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

保証を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社は、多種多様な取引における債権の保証に取組んできた実績を活かし、債権債務とリスクの所在を明確にし、再保証を委託する金融機関等にとって明確で簡素化された形にリスクをグルーピングします。この過程で、当社は、当社にて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスクに応じて企業を分類し、保証対象となるよう定量化を図っております。

(3) 再保証委託先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、再保証委託先となる金融機関等の嗜好に合わせて、リスク度合い、最大リスク額、委託料のバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオを金融機関等へ再保証委託することで当社の負うリスクを移転します。

(事業系統図)



< 当社の提供するサービス >

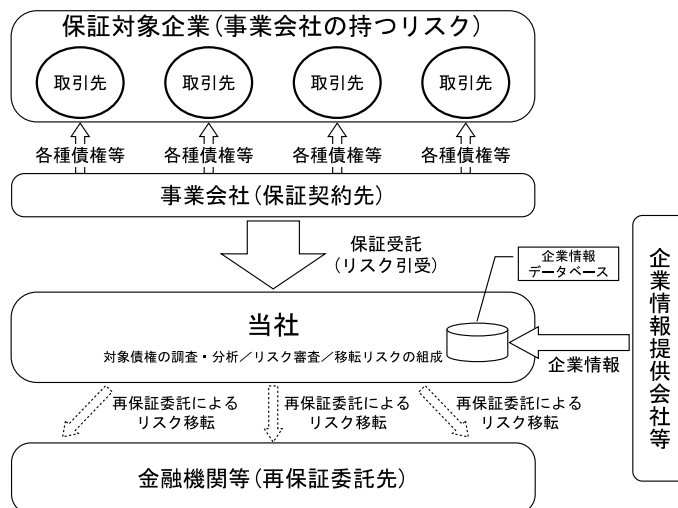
当社は「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

### (1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権回収リスクの保証受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する保証だけではなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する保証受託も行っております。

本サービスは、契約先の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、契約先にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。契約先の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、契約先は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

#### 「事業法人向け保証サービス」モデル



#### 包括保証

契約先の取引先について、信用リスクによらない“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先を当社が一括して包括的に保証受託（リスク引受）するものです。多数の取引先を保証受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では契約先が負担する保証コストは大きく抑えられることとなります。また、信用リスクの高い取引先であっても、多数の取引先を保証受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

契約先は、取引先を幅広く保証対象とし信用リスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて包括保証を導入することで「攻めの経営」をサポートし、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

#### イ) 売上高課金方式

取引先（保証対象先）の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略の実施の際など、年間を通じ売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

#### ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、予め設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先にとりましては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先（保証対象先）に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

#### 個別保証

契約先において、保証を希望する取引先を1社単位で保証受託（リスク引受）するものです。

契約先は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業など信用リスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いため有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

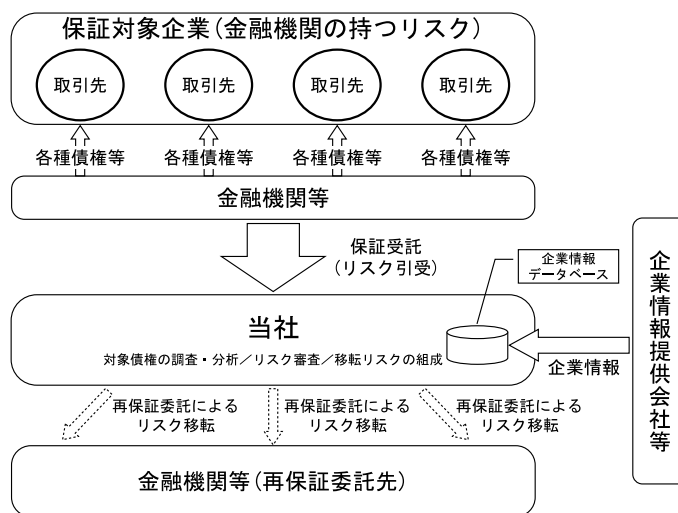
#### (2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを保証受託（リスク引受）するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス（以下：RMS）」と呼び、当社が信用リスクを保証受託し、再保証委託先（リスク移転先）のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に再保証委託することにより、金融機関等の保有するクレジットリスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証の受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の保証受託を行います。

また、企業間の電子商取引（B2Bサイト）における売買について、金融機関等が売買代金の決済を行うことにより発生するリスクに対する保証なども行います。

「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを当社が保証するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権を当社が保証するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権および手形債権の買取りに対する未回収リスクの保証を受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取組み、カード会社などでは利用限度額が極めて高額な企業向け仕入カードの開発等が可能となります。

< 親会社を中心とした企業グループ内における当社の位置付け >

当社親会社である伊藤忠商事㈱を中心とする企業グループは、繊維・機械・宇宙・情報・マルチメディア、金属・エネルギー、生活資材・化学品、食料、金融・不動産・保険・物流及び海外現地法人の各分野にわたり、各種の商品売買を行うとともに、関連する取引先に対する金融機能の提供、各種プロジェクトの企画・調整、事業投資等、幅広く多角的な営業活動を行っております。

当社は、同社の金融・不動産・保険・物流カンパニーの保険部門の事業会社として、事業法人及び金融法人向けに企業の債権保証を行う親会社グループ内における唯一の保証事業会社であります。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社)(注)1  伊藤忠商事株式会社 (注)2	東京都港区	202,241	総合商社	(41.6) (注)1	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行なっております。 当社はグループのCMSを利用した同社への資金の預入を行なっておりますが、平成18年9月30日において、この取引は終了しております。 提出日現在同社従業員3名を役員として受け入れております。(注)3

(注)1 伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。

但し、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。

2 伊藤忠商事㈱は、有価証券報告書提出会社であります。

3 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、親会社の伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社より非常勤役員を招聘しております。本書提出日現在における伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社における役割	氏名	伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社における役職
取締役(非常勤)	小松 慎一	伊藤忠商事㈱ 保険部門長
監査役(非常勤)	浦島 宣哉	伊藤忠保険サービス㈱ 取締役副社長
監査役(非常勤)	岡地 洋幸	伊藤忠商事㈱金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジメント部所属

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	29.8	1.7	5,003

(注)1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が最近日までの1年間に12名増加しておりますが、これは事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、高水準な企業収益を背景に設備投資が引き続き増加しております。また、雇業者所得も安定してきており、原油価格高騰による懸念があるものの、個人消費は底堅く推移しており、全体的に景気回復の基調を維持しました。しかし一方では、平成17年度の企業の法的整理による倒産件数は8,759件となり、近年続いていた減少傾向から、底をうち増加基調に転じました。

このような環境のもと、当社は引き続き主力商品サービスである事業法人向けの保証サービスにおいて地方銀行との提携を中心とした販売網の拡大及び既提携関係にある各代理店との関係の強化を通じて売上拡大を図る一方で、4月には大阪支店を開設し、首都圏以外の地域への積極展開を実施し顧客基盤を拡大しました。また、金融法人向け保証サービスの拡大に努めると同時に、売上債権以外の請負債権などのリスクを引受けるなど、対象債権の範囲を大幅に広げることができました。

この結果、当期は売上高1,041,756千円（前年同期比152.8%）、経常利益143,878千円（前年同期比248.7%）、当期純利益158,905千円（前年同期比138.6%）となりました。

主な商品別の業績は、次のとおりであります。

#### 事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおきましては、昨年度より首都圏・近畿圏中心であった営業を全国に対する営業に大幅にシフトしたこと、広告宣伝の強化による認知度向上及び地方銀行を中心とした金融機関等の提携により販路を拡大したことから、契約数が順調に増加しました。

また近畿圏においては、大阪支店を開設し常駐営業担当を配置することにより営業を強化した結果、同地区の契約数が大幅に増加しました。

このように営業拡大や提携の推進等に努めた結果、当該サービスに係る売上高は、956,569千円（前年同期比153.3%）となりました。

#### 金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービス（RMS）におきましては、企業間電子商取引決済サービスにおける取引縮小の影響で決済保証残高が減少し、同サービスにおける収入は減少しました。しかしながら、リース会社の行う保証に対する再保証を開始し、徐々に取扱いが増加したこと、また前期より開始したクレジットカード会社向けの保証サービスが通期で売上高に寄与したことで、当該サービスに係る売上高は、85,187千円（前年同期比146.7%）となりました。

なお、顧客数の推移は次のとおりであります。

(単位：件)

	第4期 (平成16年3月期)	第5期 (平成17年3月期)	第6期 (平成18年3月期)
期首顧客数	25	90	183
新規顧客	68	106	152
契約未更改顧客数(更改落ち)	3	13	46
期末顧客数	90	183	289

第7期中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当中間会計期間における我が国経済は、原油価格の動向などの懸念はあるものの、企業収益の改善および堅調な設備投資、雇用環境の改善等、概ね回復基調で推移いたしました。しかしながら、回復の動きは会社規模や業種によって格差が見られ、特に大手企業の下請けに従事する中小企業などを中心に依然として厳しい景況が続いております。

こうした状況下、当社は、新規顧客獲得のための販売チャネル開拓として地方銀行との提携を積極的に進める一方、営業社員の増員による営業強化を図ってまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は625,818千円となりました。経常利益については、増収効果の一方で人員増に伴う経費増加により、77,436千円となり、中間純利益は79,515千円となりました。

商品別の業績については、事業法人向け保証サービスの認知度が進んだことから顧客数が順調に増加し、その結果、事業法人向け保証サービスに係る売上高は、593,360千円となり、金融法人向け保証サービスに係る売上高は、32,457千円となりました。

なお、当中間会計期間末の顧客数は次のとおりであります。

(単位：件)

	第7期中 当中間会計期間
期首顧客数	289
新規顧客	91
契約未更改顧客数(更改落ち)	24
中間会計期末顧客数	356

## (2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上高の増加等により税引前当期純利益が143,878千円（前年同期比248.7%）となったこと、差入保証金の返還及び保証料に係る前受金の増加により、営業活動によるキャッシュ・フローが476,428千円の増加となったものの、定期預金の預入による支出等により投資活動によるキャッシュ・フローが548,340千円の減少となりました。この結果、当事業年度末における資金は、前事業年度末に比べ71,911千円減少し、899,431千円となりました。なお、当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度における営業活動により得られた資金は476,428千円（前事業年度は51,925千円の減少）となりました。この主な要因は、営業の拡大を背景に契約数が順調に推移したことにより税引前当期純利益が143,878千円となったこと、保証料に係る前受金が137,498千円増加したこと及び金融法人向け保証サービスにおける差入保証金200,000千円の返還があったことによるものであります。

なお、差入保証金による影響は、当事業年度のみであります。

### 〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度における投資活動により減少した資金は548,340千円（前事業年度は1,775千円の増加）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出500,000千円及び新本社の敷金差入による支出39,865千円があったことによるものであります。

### 〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度において財務活動による資金の増減はありませんでした（前事業年度は497,565千円の増加）。

第7期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純利益が77,436千円となったものの、東京本社及び大阪支店の移転により有形固定資産の支出が38,169千円となった結果、当中間会計期間末の資金は887,440千円となりました。

### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは24,020千円の増加となりました。この主な要因は、引き続き業績が順調に推移したことにより、税引前中間純利益を77,436千円計上するとともに保証料に係る前受金が40,186千円増加したものの、保証対象先の倒産等による保証履行の立替払額71,079千円について金融機関等からの入金が下期にずれ込んだことによるものであります。なお、当該立替払額は中間キャッシュ・フロー計算書上は「その他」に含めて計上しております。また、本書提出日現在、当該立替払いの全額について、既に金融機関等から入金を受けております。

### 〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、36,011千円の減少となりました。この主な要因は有形固定資産取得に伴う支出が38,169千円生じたことによるものであります。

### 〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当中間会計期間において財務活動による資金の増減はありませんでした。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

第6期事業年度及び第7期中間会計期間における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名		第6期事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
			金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	377,377	112.6	174,597
		限度額課金方式	316,214	225.8	246,598
	個別保証		262,977	176.8	172,164
	小計		956,569	153.3	593,360
金融法人向け保証サービス	-		85,187	146.7	32,457
合計	-		1,041,756	152.8	625,818

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が主眼を置いている点は、多様な信用リスクの保証受託を低価格で実現し、保証という金融サービス分野自体の裾野を拡大することと同時に、当社がより高いリスクやより複雑なリスクの保証受託を可能にすることで当社の収益性と競争力を維持し、成長をしていくということであります。当社がリスクの高い多様な債権の保証を低価格で受託するためには、信用リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）からリスクを引受け、一方でリスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に再保証委託という形で投資機会を提供し、スムーズなリスク移転を図るというマーケットメイク機能を強化することが求められています。これはクレジット・デフォルト・スワップ（CDS（注））等のクレジットデリバティブ取引に類似していますが、当社のスキームは格付けの無い中小企業の倒産リスクを取引対象とする点及び需給ギャップを埋めようとする点でCDSとは異なると考えております。

保証を依頼する側は「少数の集中した複雑なリスク」を保証契約によりヘッジしたいと考えますが、金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、多数に分散され、簡略化されたリスク」であります。このギャップを埋めることが当社の役割であると考えており、ギャップを埋める役割を通じて「リスクをヘッジしたい保証契約先」と「リスクを投資機会として捉えリスクを引受けたいと考える保証委託先」の双方を拡大していく方針であります。また、リスクのさらなる分散により、高いリスクや複雑なリスクに対して合理的な保証料での保証サービスの提供や、低信用企業に対する保証が可能となることから、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。当社といたしましてはこれらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

（注）CDS（クレジット・デフォルト・スワップ/Credit default swap）は、デリバティブ取引を用いた貸付債権の信用リスクを保証するためのオプション取引の一種。従来の銀行保証に類するものであり、貸付債権にデフォルト（債務不履行）が発生した際に、その損害額を保証してもらうものであります。

#### （1）保証受託の規模拡大のための販売網の拡充

マーケットメイク機能を高めるために、分散に耐えうる大量のリスク保証を契約先から保証受託するため販売網の早期拡大により保証受託規模の拡大を図ります。特にブランド力の高い有力な地方銀行等や大手都市銀行の保険代理店子会社との提携を強化し、自社の支店展開も含め全国的な販売体制の構築に取り組みます。

#### （2）売上債権以外の多様な事業法人向け債権保証の強化

当社は企業向け信用リスクの保証事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで売上債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の保証に積極的に取り組み、売上債権の保証への依存度を下げて付加価値の高い保証受託を目指します。

(3) 金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に保有することになる各種金融債権の保証事業を強化したいと考えております。金融債権の保証分野は売上債権の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向け仕入クレジットカード事業、売上債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うもので、当社はオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる特徴を活かし、一方で金融サービスを提供する企業の顧客基盤及びブランドを十分に活かし、スピード感のある事業拡大を図ります。

(4) 保証受託契約の更改率維持

毎年新規に受託した保証サービスは、翌年も高い割合で契約更新された上で、さらに新規受託分が過去の契約実績に積み上がるため、収益力が増していくというストック型のビジネスモデルであります。従いまして、現在の更改率を維持すべく既存の満足度向上に取り組んでまいります。

(5) 集積した企業の審査情報分析の推進による審査力強化

審査情報データベースの拡充と分析システム等の開発により審査精度を高め、積極的なリスクの引受けと再保証委託先にとって定量化しやすい投資機会が提供できるよう取り組んでまいります。

(6) 一部リスクの自己保有と再保証委託先拡大

顧客企業が保証を希望するリスクと再保証委託先が引受けを希望するリスクのギャップを埋めるべく、「条件差」の部分（保証サービス契約に対して再保証委託先が保証を引受けることが出来ない部分）について、自社の財務基盤拡充にあわせて徐々に自社でリスクを引受けることにより、再保証委託先にとって魅力的な投資機会を提供するとともに、海外金融機関も含めてリスク移転先を拡大しリスク引受能力の向上に取り組んでまいります。

(7) 財務体質強化による当社信用力の向上

保証事業という事業特性から当社の信用力を高めることは、金融法人向け保証サービスを行う場合においては言うまでも無く、事業法人から保証を受託する場合においても重要であり、信用力は商品力の一部であるといえます。従いまして収益の拡大に努め、保証履行時の支払い余力といえる内部留保の拡充を図りたいと考えております。

(8) 人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育をさらに強化する方針です。

(9) コンプライアンス及び内部管理体制強化

当社は、企業間取引における信用リスクを引受け保証会社として、高度なコンプライアンス及び内部管理体制を構築することが最重要事項であり、これらの充実の結果的に当社の信用度を高め、収益にも大いに貢献するものと認識しており、コンプライアンス及び内部管理体制の強化を経営課題として掲げ、法律や規則、社会規範などに違反することのないよう社員教育を徹底するとともに、管理体制強化を図っていく所存であります。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

##### (1) 当社の収益構造について

当社は、事業会社及び金融機関等の契約先から得る保証料を売上高として計上する一方、再保証委託先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社の利益となっております。

当社が契約先から得る保証料は、各契約先との交渉の上で決定、更新されておりますが、好景気時に倒産率が低下する等、契約先の景況感が改善した場合には、契約先からの保証料率引下げ要請がなされることとなります。

一方、当社が再保証委託先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に保証履行が発生した場合であっても、短期的な支払保証料の上昇要因とはならないものの、継続的に保証履行が多発し、再保証委託先の引受姿勢が硬化した場合には、支払保証料上昇要因となります。

そのため、契約先からの保証料が減少した場合や、急激な景気の悪化等によるリスク移転コストの増加を保証料に転嫁することが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 競合等について

当社が行っている事業法人向け売上債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社といたしましては、当社のサービスは、再保証委託先へのリスク移転、分散機能により、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等の観点や、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さから他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、当社と比較して、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面から優位にあり、これらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関の同分野への新規参入による競争の激化の可能性も考えられ、当社がより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社の競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出する場合においても、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売上債権保証事業への依存について

当社は、契約先である事業会社、金融機関等が有する多様な法人向けの債権を保証する事業を行っておりますが、そのうち、事業法人向けの売上債権に係る保証サービスが全体の約9割を占めております。

当社といたしましては、事業法人向けには長期債権や請負債権など売上債権以外の多様な債権に係る保証サービスの開発等による保証サービスの多様化、金融法人向けの各種債権保証事業の拡大等により、当社のポートフォリオにおける事業法人向けの売上債権に係る保証サービスの比率を低下させていく方針ではありますが、当社の想定通りに当該事業以外の業務が拡大していくとは限りません。

(4) 伊藤忠商事株式会社グループとの関係について

現在、同社は当社株式の41.6%を保有する当社の親会社に該当しておりますが、当社は同社グループから独立した経営を行っております。当社は同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用保証業務を営んでいる唯一の保証専業会社であるため、同社グループ内では競合関係は生じておりません。

ただし、当社の株式上場後においても、同社は当社株式の一定割合を継続的に保有する方針であるため、同社グループが経営方針、営業戦略等を変更し、新たに当社との間に競合関係等が生じた場合には、当社は基本的な戦略及び資本構成等を見直す必要性に迫られる等、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任、営業上の取引関係があります。

人的関係について

当社は、設立経緯から、役員7名のうち6名が同社グループからの出向者及び兼任者により構成されておりましたが、平成18年11月をもってそのうち当社の常勤役員3名は当社に転籍することにより、出向関係を解消しております。

本書提出日現在においても、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、外部の視点から経営への監督機能及び監査体制強化等を目的としているものであります。

当社における役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	小松 慎一	伊藤忠商事(株) 保険部門長
監査役(非常勤)	浦島 宣哉	伊藤忠保険サービス(株) 取締役副社長
監査役(非常勤)	岡地 洋幸	伊藤忠商事(株)金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジメント部所属

また、営業力の強化を図るため、当社からの要請に基づき、同社から3名の出向者を受け入れております。

取引関係について

当社は伊藤忠商事(株)、伊藤忠プラスチック(株)等、伊藤忠商事(株)グループとの間に当社の事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、平成18年3月期における同社グループに対する売上高は全体の12.5%を占めております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事(株)及び伊藤忠保険サービス(株)と締結しており、見込み顧客の紹介を受けております。見込み顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該見込み顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成17年3月期は17,047千円(伊藤忠商事(株)3,256千円、伊藤忠保険サービス(株)13,790千円)、平成18年3月期は21,928千円(伊藤忠商事(株)6,038千円、伊藤忠保険サービス(株)15,889千円)となっております。

なお、当社と当社の関連当事者との取引は以下のとおりであります。

直近事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注)2	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接41.6 (注)2	兼務 3名 出向 2名 転籍 1名 (注)3	売上債権 の保証等	保証売上 (保証残高) (注)4	55,023 (3,090,000)	売掛金	264
										前受金	26,256
								資金の預入 (注)5、6 利息の受取 (注)6	1,370,000 2,073	その他 (預け金)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。  
但し、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。
- 3 伊藤忠商事㈱の従業員5名及び元従業員1名を当社役員(取締役3名、監査役3名)として受け入れております。
- 4 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 5 資金の預入は当社と伊藤忠商事㈱との間での消費寄託契約に基づくものであります。当該取引は伊藤忠グループ企業間で余裕資金を融通しあうためのCMS利用によるものです。なお、平成18年9月30日において、当該取引は終了しております。
- 6 資金の預入に係る利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## 2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	伊藤忠セラテック㈱	愛知県瀬戸市	409	セラミック製品販売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,869 (1,695,000)	前受金	7,653
親会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	33,572 (1,530,000)	前受金	12,425
親会社の子会社	伊藤忠紙バルブ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,105 (78,000)	前受金	1,529
親会社の子会社	Lifestyle Creation㈱	東京都港区	200	衣料卸売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,642 (213,000)	前受金	141
親会社の子会社	伊藤忠モードバル㈱	東京都千代田区	290	婦人・子供服卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	796 (15,000)	-	-
親会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,561 (53,000)	前受金	1,208
親会社の子会社	I F A㈱	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,628 (235,000)	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

### (5) 事業体制について

#### 小規模組織であること

本書提出日現在の当社の組織は、取締役4名(うち非常勤取締役1名)、監査役3名(うち非常勤監査役2名)、従業員41名と小規模であり、今後事業拡大に伴い、計画的な人員増強に努める方針であります。しかしながら、事業拡大のために要する優秀な人員の確保及び育成ができない場合や、当社が事業拡大及び人員増強に対して適切かつ十分な組織対応ができなかった場合には、当社の業務遂行及び事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、現在在籍する役職員が社外に流出した場合にも業績悪化を招く可能性があります。

#### 業歴が浅いことについて

当社は平成12年9月設立の会社であり、平成16年3月期までは経常損失を計上しておりましたが、業容の拡大により平成17年3月期からは黒字転換しております。しかしながら、過年度からの業績推移、現在の財政状態及び経営成績だけでは、今後の当社の業績を予測する材料としては十分ではないと考えられます。

#### 情報管理について

当社は、保証サービス事業を通じて、契約先の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社はこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

#### (6) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過年度より累積損失を抱えている状況であるため利益配当を行った実績はありません。当面は、財務体質の強化、経営基盤の強化を図り、新規事業に備え、内部留保に重点を置いた上で将来的な株主価値の向上を目指していく所存であります。今後の具体的な利益還元のあり方については、経営成績及び財政状態の推移や、事業計画等を十分に勘案しながら決定していく予定であります。

#### (7) 紛争が発生する可能性について

当社の展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、提携先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

#### (8) 法的規制について

当社の業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」にも該当せず、同法の規制対象ともなっておりません。

このように、当社業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社はこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、または、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社のビジネスモデルの変更、競合の激化等により、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

#### (9) 税務上の繰越欠損金について

当社は税務上の繰越欠損金を有しているため、現在、法人税の負担を免除されております。平成18年3月期末現在の税務上の繰越欠損金は307百万円であり、当社の業績が順調に推移し、当該欠損金が解消され、法人税が発生した場合には、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼすこととなります。

(10) ベンチャーキャピタル等による株式の所有について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は19,200株であり、このうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下、「VC等」という。）が所有している株式数は5,284株であり、その所有割合は27.5%（公募増資前の発行済株式総数に対する割合）であります。

一般的にVC等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後にVC等が所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。その場合、短期的に株式の需給バランスの変動が生じる可能性があり、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

第7期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

当社の第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び第7期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の財政状態及び経営成績については、以下のとおりであります。

第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

### （1）財政状態

#### 資産の部

流動資産は、保証契約数の順調な伸びから現金及び預金が増加し、前事業年度末に比べて287,492千円増加し、1,668,826千円（前事業年度末比120.8%）となりました。なお、保証専業会社である当社の信用力の強化及び高額な保証履行に備えた手許流動性の確保を目的に、総資産の81.2%を現金及び預金として保有しております。固定資産は東京本社移転に伴う敷金の発生等により前事業年度末より46,842千円増加し、55,146千円（前事業年度末比664.0%）となりました。

#### 負債の部

流動負債については、保証契約数の増加に伴い前受金が増加したこと等により、前事業年度末より175,609千円増加し、676,787千円（前事業年度末比135.0%）となりました。固定負債については、ほぼ前事業年度末と変わらず推移し、45,804千円（前事業年度末比99.6%）となりました。

#### 資本の部

資本の部については、未処理損失の減少によって、前事業年度末より158,905千円増加し、1,001,381千円（前事業年度末比118.8%）となりました。

## (2) 経営成績

### 売上高、売上総利益

当事業年度は、前事業年度に引続き新規保証契約の締結が順調であったため（当事業年度において保証契約先数は106件増加し、平成18年3月末現在289件）、売上高は前年同期に比べて359,823千円増加し、1,041,756千円（前年同期比152.8%）となりました。売上総利益も売上高の増加に伴い、前年同期比166,321千円増加し、497,568千円（前年同期比150.2%）となりました。

### 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、営業の拡大に伴う人員の増加から人件費が大幅に増加した影響もあり355,866千円（前年同期比130.9%）となりました。この結果、営業利益は前年同期比82,275千円増加し141,701千円（前年同期比238.4%）となりました。

### 営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。預金等の増加により受取利息を2,076千円計上した結果、営業外収益は2,214千円（前年同期比130.2%）となりました。また営業外費用については、前事業年度は2,434千円の新株発行費がありました当事業年度は発生しなかったため、38千円（前年同期比1.1%）となりました。この結果、経常利益は前年同期比86,026千円増加し143,878千円（前年同期比248.7%）となりました。

### 当期純利益

上記の結果、当事業年度の当期純利益は前年同期比44,223千円増加し、158,905千円（前年同期比138.6%）となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上高の増加等により税引前当期純利益が143,878千円（前年同期比248.7%）となったこと、差入保証金の返還及び保証料に係る前受金の増加により、営業活動によるキャッシュ・フローが476,428千円の増加となったものの、定期預金の預入による支出等により投資活動によるキャッシュ・フローが548,340千円の減少となりました。この結果、当事業年度末における資金は、前事業年度末に比べ71,911千円減少し、899,431千円となりました。なお、当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度における営業活動により得られた資金は476,428千円（前事業年度は51,925千円の減少）となりました。この主な要因は、営業の拡大を背景に契約数が順調に推移したことにより税引前当期純利益が143,878千円となったこと、保証料に係る前受金が137,498千円増加したこと及び金融法人向け保証サービスにおける差入保証金200,000千円の返還があったことによるものであります。

なお、差入保証金による影響は、当事業年度のみであります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度における投資活動により減少した資金は548,340千円（前事業年度は1,775千円の増加）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出500,000千円及び新本社の敷金差入による支出39,865千円があったことによるものであります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当事業年度において財務活動による資金の増減はありませんでした（前事業年度は497,565千円の増加）。

第7期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

（1）財政状態

資産の部

流動資産は、保証履行による立替金（中間貸借対照表上は「その他」）が増加し、1,745,308千円となりました。固定資産は、東京本社及び大阪支店の移転に伴い建物付属設備が増加し、88,210千円となりました。

負債の部

流動負債については、前事業年度に引続き保証契約数の増加に伴い前受金が増加し、704,321千円となりました。固定負債については、役員退職慰労引当金が増加し、48,299千円となりました。

純資産の部

純資産の部については、未処理損失の減少によって、1,080,896千円となりました。

（2）経営成績

売上高、売上総利益

当中間会計期間は、前事業年度に引続き新規保証契約の締結が順調であったため（当中間会計期間において保証契約先数は67件増加し、当中間会計期末現在356件）、売上高は625,818千円となりました。売上総利益も売上高の増加に伴い、298,165千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、引続き営業の拡大に伴う人員の増加や東京本社及び大阪支店の移転に伴う有形固定資産に関する減価償却費の増加等により、221,435千円となりました。この結果、営業利益は76,729千円となりました。

営業外損益、経常利益

営業外収益として受取利息を672千円計上した結果、営業外収益は706千円となりました。また営業外費用については、当中間会計期間は発生しませんでした。この結果、経常利益は77,436千円となりました。

中間純利益

上記の結果、当中間会計期間の中間純利益は79,515千円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純利益が77,436千円となったものの、東京本社及び大阪支店の移転により有形固定資産の支出が38,169千円となりました。この結果、当中間会計期間末の資金は887,440千円となりました。

#### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは24,020千円の増加となりました。この主な要因は、引き続き業績が順調に推移したことにより、税引前中間純利益を77,436千円計上するとともに保証料に係る前受金が40,186千円増加したものの、保証対象先の倒産等による保証履行の立替払額71,079千円について金融機関等からの入金下期にずれ込んだことによるものであります。なお、当該立替払額は中間キャッシュ・フロー計算書上は「その他」に含めて計上しております。また、本書提出日現在、当該立替払いの全額について、既に金融機関等から入金を受けております。

#### 〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、36,011千円の減少となりました。この主な要因は有形固定資産取得に伴う支出が38,169千円生じたことによるものであります。

#### 〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動による資金の増減はありませんでした。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は8,475千円であります。その主な内容は、リスク管理の強化を図ることを目的としたソフトウェアの購入7,350千円であります。

第7期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間会計期間における設備投資の総額は39,428千円であります。その主な内容は、東京本社及び大阪支店移転に伴う建物付属設備及び器具備品による支出39,188千円であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成18年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物	器具及び備品	ソフトウェア	敷金保証金	合計	
本社 (東京都渋谷区)	統括業務施設	24,640	7,214	7,850	38,572	78,278	28
大阪支店 (大阪府大阪市)	営業施設	4,229	522	-	5,179	9,931	6

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。  
3 リース契約による重要な賃借設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

本書提出日現在における重要な設備の新設・除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	システム 関連設備	100,000		公募資金	平成 19 年 5 月	平成 20 年 3 月	審査・分析 能力の向上
提出会社	福岡支店 (福岡県福岡市)	営業施設	10,000		公募資金	平成 19 年 5 月	平成 19 年 7 月	営業網拡充 のため

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	19,200	非上場
計	19,200	

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行した新株予約権は次のとおりであります。

・平成18年10月31日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	-	695
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	695(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	-	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-	-

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{付与株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{付与株式数} \end{array} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後払込金額} \\ \text{調整前払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前払込金額} \\ \text{調整前払込金額} \end{array} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{又は} \times \text{又は}} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \\ \text{又は} \text{処分する自己株式数} \end{array}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任満期により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

（２）新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

（３）１年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、１年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/2$ （役員は $1/3$ ）を上限とする。なお、所定の割当個数が１０個以下であるときはこの限りでない。

（役員）

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

（従業員）

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に１個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

（４）その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成 14 年 10 月 1 日 (注) 1	2,400	14,200	90,000	680,000	90,000	90,000
平成 16 年 9 月 25 日 (注) 2	5,000	19,200	250,000	930,000	250,000	340,000

(注) 1 有償第三者割当

割当先 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(1,200株)、日本興亜損害保険株式会社(670株)、  
伊藤忠商事株式会社(530株)

発行価格 75,000円

資本組入額 37,500円

2 有償第三者割当

割当先 投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド(1,154株)、テクノロジー  
ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合(1,000株)、投資事業組合「N I F 21 - O  
N E ( 2 号 - A ) 」( 823株)、投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2 号 - B ) 」  
( 823株)、エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社(現:エヌ・アイ・エフ S M B  
Cベンチャーズ株式会社)(700株)、株式会社帝国データバンク(500株)

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

## (4) 【所有者別状況】

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	-	7	-	-	5	13	-
所有株式数 (株)	-	490	-	14,126	-	-	4,584	19,200	-
所有株式数 の割合(%)	-	2.5	-	73.6	-	-	23.9	100.0	-

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,200	19,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	19,200	-	-
総株主の議決権	-	19,200	-

## 【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (6) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく決議による新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度は以下のとおりです。

平成18年10月31日の臨時株主総会において決議された新株予約権（第1回ストックオプション）の状況

決議年月日	平成18年10月31日開催の臨時株主総会 及び平成18年10月31日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は保証事業という事業の性質上、財務基盤の拡充による信用力向上が極めて重要であり、内部留保の充実を通じた財務基盤の強化を経営課題として位置付けております。当社は、第4期に至るまでは当期純損失を計上し、繰越損失を抱えている状況であり、第5期以降は利益計上しているものの、未だ十分な内部留保が確保されている状況ではありません。

今後については、繰越損失を解消した上で、財務基盤強化のために内部留保を拡充することで経営基盤の安定化を図ることを優先しながら、柔軟に配当政策を検討していきたいと考えております。

なお、当社は「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
代表取締役 社長		江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 平成12年9月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年11月	伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 ゼネラル・マネージャー兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任 当社に転籍 当社代表取締役（現任）	
常務取締役	管理部長	馬場 豊吉	昭和23年1月1日	昭和45年4月 平成9年8月 平成13年10月 平成17年3月 平成17年4月 平成18年10月 平成18年11月	伊藤忠商事株式会社入社 同社建設・不動産管理部国内管理チーム長 同社中国支社財經総務課長 同社保険営業開発部 当社出向、取締役管理部長就任 当社常務取締役就任 当社に転籍 当社常務取締役管理部長（現任）	
取締役	営業部長	加藤 和彦	昭和27年1月17日	昭和49年4月 昭和52年10月 平成9年10月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成18年11月	安宅産業株式会社入社 伊藤忠商事株式会社入社（合併） 同社保険総合営業部第三課課長 同社大阪保険部部長代行 伊藤忠保険サービス株式会社大阪支店長代行 同社大阪支店長 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部名古屋保険課課長 当社出向営業部部长 当社取締役就任 当社に転籍 当社取締役営業部長（現任）	
取締役		小松 慎一	昭和27年2月27日	昭和50年4月 平成9年10月 平成10年10月 平成12年10月 平成13年4月 平成13年6月 平成15年4月	伊藤忠商事株式会社入社 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ株式会 社出向 同社取締役 同社代表取締役 伊藤忠商事株式会社保険部門東京保険部長 同社保険営業開発部長 当社監査役就任 伊藤忠商事株式会社保険部門長（現任） 当社取締役就任（現任）	
常勤監査役		松本 清	昭和20年2月10日	昭和42年4月 平成9年4月 平成9年10月 平成13年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成17年4月	伊藤忠商事株式会社入社 同社保険部門 部門長代行兼保険総合営業部長 伊藤忠保険サービス株式会社出向 同社代表取締役社長就任 当社出向 当社監査役就任 Q B E 保険会社日本支社 特定法人営業部長 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ株式会 社取締役就任 当社常勤監査役就任（現任）	
監査役		浦島 宣哉	昭和40年2月13日	昭和62年4月 平成12年6月 平成13年1月 平成15年4月 平成18年4月	伊藤忠商事株式会社入社 Honda&Associated, Inc. 出向 President Cosmos Service(America) Inc. 出向 Executive Vice President 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部長 当社監査役就任（現任） 伊藤忠保険サービス株式会社出向 取締役副社長（現任）	
監査役		岡地 洋幸	昭和44年7月1日	平成5年4月 平成15年10月	伊藤忠商事株式会社入社 金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジ メント部（現任） 当社監査役就任（現任）	
計						

（注）1 取締役小松慎一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役浦島宣哉及び岡地洋幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コスト低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、結果として様々な企業活動上で企業のパフォーマンスに寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。当社は社外取締役を含めた取締役会及び監査役会制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図る一方、現在の組織規模に合わせた従業員への行動規範等の指導教育を行っております。適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

### (2)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### 取締役会

取締役会は4名（うち、社外取締役1名）で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行い、さらに月次決算に関する予算と実績との比較検討や業務報告を行うことで、経営判断の迅速化に努めております。また、緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、取締役会には営業部門及び管理部門を管掌する常勤役員のほか、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で当社の大株主である伊藤忠商事㈱より社外取締役を招聘しております。

#### 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成され、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しています。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めています。

監査役相互の意見交換のため、3ヶ月に1度の監査役会に加えて、必要に応じて臨時監査役会を開催していましたが、平成18年度下期からは、監査役監査の強化の観点から監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査チームとの情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

#### 主管者会議、全社会議及び全社員総会

当社は社長以下常勤取締役と課長以上が出席する主管者会議を週に一度開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役と本社全従業員及び大阪支店長以下従業員も参加する全社会議を月に一度定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。さらに、半期に一度、会社の諸施策につき常勤取締役及び常勤監査役と全従業員で直接意見を交わす全社員総会を設けております。

## 内部監査

当社は従業員数41名（本書提出日現在）と少数組織であることに鑑み、専任の部署及び担当者は置かず、代表取締役社長の任命した常務取締役管理部長をチーム長とした2名から組織される内部監査チームを設置し、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。なお、管理部が被監査対象となった場合は、自己監査にならぬよう社長承認を得た上で内部監査チーム員である企画部長が監査を実施しております。

また、内部監査チーム、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

## 会計監査

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び証券取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜月次決算について意見交換をしており、必要の都度情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等			
指定社員	業務執行社員	大庭四志次	
指定社員	業務執行社員	服部	一利

また、当社の会計監査業務に係わる監査補助者は、公認会計士2名、会計士補3名であります。

## 法律顧問

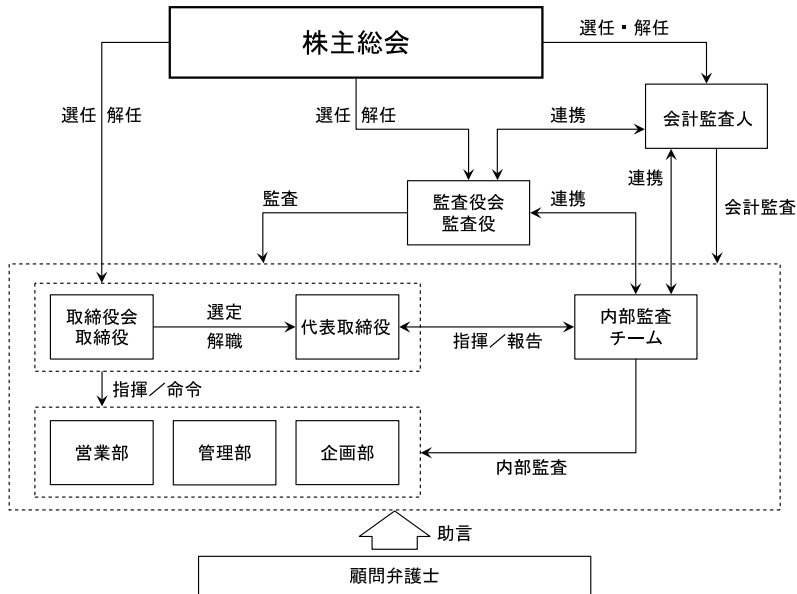
当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

### (3) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である小松慎一及び社外監査役である浦島宣哉、岡地洋幸は大株主である伊藤忠商事㈱から招聘した役員であります。小松慎一氏は伊藤忠商事グループの金融・保険関連事業において保険関連事業の統括の経験が長く、リスクソリューション及び再保険に関する知見を当社の経営戦略に反映していただくために招聘いたしました。浦島宣哉氏は伊藤忠商事㈱関連会社の役員を歴任されており、当社監査役としてその経験を活かしていただくために招聘いたしました。岡地洋幸氏は伊藤忠商事㈱において事業審査部での事業会社管理及び審査の経験が長く、当社の監査役としてその経験を活かしていただくために招聘いたしました。伊藤忠商事㈱及び同社グループと当社との関係は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク（4）伊藤忠商事株式会社グループとの関係について」に記載したとおりであります。

なお、社外取締役及び社外監査役個人と当社との間には、人的、資本的及びその他利害関係はありません。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。  
 (平成18年12月31日現在)



(4) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長より周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令諸規則等の遵守及びリスク管理において問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

(5) 役員報酬の内容

第6期事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)に取締役及び監査役に支払った報酬の内容は次のとおりであります。

区分	社内取締役		社内監査役		計	
	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)
定款または株主総会決議に基づく報酬	2	24,084	1	4,500	3	28,584
株主総会決議に基づく退職慰労金	1	4,950			1	4,950
計		29,034		4,500		33,534

(注) 社外取締役及び社外監査役に支払った報酬はありません。

(6) 監査報酬の内容

第6期事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6,800千円
上記以外の業務に基づく報酬	2,300千円
合計	9,100千円

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表並びに当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより監査及び中間監査を受けております。

### 3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金	2	971,343		1,399,431	
2 売掛金		4,556		14,560	
3 前払費用	3	143,992		178,689	
4 繰延税金資産		57,584		73,757	
5 差入保証金	4	200,000		-	
6 その他		3,858		2,387	
流動資産合計		1,381,334	99.4	1,668,826	96.8
固定資産					
1 有形固定資産					
器具及び備品		1,731		1,731	
減価償却累計額		1,341	389	1,506	224
有形固定資産合計			389	224	0.0
2 無形固定資産					
ソフトウェア			1,197	8,771	
無形固定資産合計			1,197	8,771	0.5
3 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用			236	-	
(2) 繰延税金資産			195	-	
(3) 敷金保証金			6,285	46,150	
投資その他の資産合計			6,717	46,150	2.7
固定資産合計			8,304	55,146	3.2
資産合計			1,389,639	1,723,973	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金	1, 5	39,698	36.1	49,004	39.2
2 未払金		7,199		23,093	
3 未払費用		1,426		4,043	
4 未払法人税等		4,491		3,315	
5 前受金		445,742		583,240	
6 その他		2,620		14,092	
流動負債合計		501,178		676,787	
固定負債					
1 役員退職慰労引当金		5,985	3.3	5,804	2.7
2 預り保証金		40,000		40,000	
固定負債合計		45,985		45,804	
負債合計		547,163	39.4	722,592	41.9
(資本の部)					
資本金	7	930,000	66.9	930,000	53.9
資本剰余金					
資本準備金		340,000	24.5	340,000	19.7
資本剰余金合計		340,000		340,000	
利益剰余金					
当期末処理損失		427,524	30.8	268,618	15.5
利益剰余金合計		427,524		268,618	
資本合計		842,475	60.6	1,001,381	58.1
負債資本合計		1,389,639	100.0	1,723,973	100.0

## (中間貸借対照表)

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)			
流動資産			
1	1	現金及び預金	1,387,440
2		売掛金	13,585
3	2	前払費用	192,907
4		繰延税金資産	78,428
5		その他	72,947
流動資産合計		1,745,308	95.2
固定資産			
1	3	有形固定資産	36,606
2		無形固定資産	7,850
3		投資その他の資産	43,752
固定資産合計		88,210	4.8
資産合計		1,833,518	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1		買掛金	48,505
2		未払法人税等	3,427
3	4	前受金	623,427
4		その他	28,962
流動負債合計		704,321	38.4
固定負債			
1		役員退職慰労引当金	8,299
2		預り保証金	40,000
固定負債合計		48,299	2.6
負債合計		752,621	41.0
(純資産の部)			
株主資本			
1		資本金	930,000
2		資本剰余金	
		資本準備金	340,000
資本剰余金合計		340,000	18.6
3		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	189,103
利益剰余金合計		189,103	10.3
株主資本合計		1,080,896	59.0
純資産合計		1,080,896	59.0
負債純資産合計		1,833,518	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			681,933	100.0	1,041,756	100.0	
売上原価							
1 支払保証料		323,106			492,543		
2 諸手数料		27,142			51,493		
3 その他		436	350,686	51.4	151	544,188	52.2
売上総利益			331,247	48.6		497,568	47.8
販売費及び一般管理費							
1 広告宣伝費		15,395			24,247		
2 役員報酬		24,143			28,584		
3 給与手当		69,878			111,858		
4 役員退職慰労引当金繰入 額		4,335			4,769		
5 減価償却費		945			1,066		
6 リース料		44,379			27,589		
7 地代家賃		25,737			24,179		
8 情報システム費		14,673			8,984		
9 その他		72,332	271,820	39.9	124,586	355,866	34.2
営業利益			59,426	8.7		141,701	13.6
営業外収益							
1 受取利息	1	1,695			2,076		
2 その他		7	1,702	0.3	137	2,214	0.2
営業外費用							
1 支払利息		842			-		
2 新株発行費		2,434			-		
3 その他		-	3,276	0.5	38	38	0.0
経常利益			57,852	8.5		143,878	13.8
税引前当期純利益			57,852	8.5		143,878	13.8
法人税、住民税 及び事業税		950			950		
法人税等調整額		57,779	56,829	8.3	15,977	15,027	1.5
当期純利益			114,682	16.8		158,905	15.3
前期繰越損失			542,206			427,524	
当期末処理損失			427,524			268,618	

## (中間損益計算書)

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			
		金額(千円)		百分比(%)	
売上高	1		625,818	100.0	
売上原価			327,652	52.4	
売上総利益			298,165	47.6	
販売費及び一般管理費			221,435	35.3	
営業利益			76,729	12.3	
営業外収益			706	0.1	
営業外費用					
経常利益			77,436	12.4	
税引前中間純利益			77,436	12.4	
法人税、住民税及び事業税			2,591		
法人税等調整額			4,670	2,078	0.3
中間純利益				79,515	12.7

【株主資本等変動計算書】

(中間株主資本等変動計算書)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高(千円)	930,000	340,000			268,618		1,001,381	1,001,381
中間会計期間中の 変動額								
中間純利益					79,515		79,515	79,515
中間会計期間中の 変動額合計(千円)					79,515		79,515	79,515
平成18年9月30日 残高(千円)	930,000	340,000			189,103		1,080,896	1,080,896

【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1		57,852	143,878
2		945	1,066
3		3,330	180
4		1,695	2,076
5		842	-
6		2,434	-
7		4,901	10,004
8		604	9,305
9		91,077	34,697
10		200,000	200,000
11		161,669	137,498
12		7,964	30,513
	小計	52,227	475,301
13		1,713	2,076
14		1,120	-
15		290	950
営業活動によるキャッシュ・フロー			
		51,925	476,428
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1		-	500,000
2		320	8,475
3		-	39,865
4		2,095	-
投資活動によるキャッシュ・フロー			
		1,775	548,340
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	株式の発行による収入	497,565	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			
		497,565	-
現金及び現金同等物の増加(減少)額			
		447,415	71,911
現金及び現金同等物の期首残高			
		523,927	971,343
現金及び現金同等物の期末残高			
		971,343	899,431

## (中間キャッシュ・フロー計算書)

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前中間純利益		77,436
2 減価償却費		3,967
3 役員退職慰労金引当金の増加額		2,495
4 受取利息		672
5 売上債権の減少額		975
6 仕入債務の減少額		498
7 前払費用の増加額		14,217
8 前受金の増加額		40,186
9 その他		84,002
小計		25,670
10 利息及び配当金の受取額		672
11 法人税等の支払額		2,321
営業活動によるキャッシュ・フロー		24,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産取得に伴う支出		38,169
2 無形固定資産の取得による支出		240
3 敷金保証金の差入に伴う支出		5,179
4 敷金保証金の返還に伴う収入		7,578
投資活動によるキャッシュ・フロー		36,011
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物の減少額		11,991
現金及び現金同等物の期首残高		899,431
現金及び現金同等物の中間期末残高		887,440

【損失処理計算書】

		前事業年度 (平成17年6月25日)		当事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
当期末処理損失			427,524		268,618
次期繰越損失			427,524		268,618

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>器具及び備品 4年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
2 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用処理してありま す。</p>	
3 引当金の計上基準	<p>役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備 えるため、内規に基づく期末要支給額 を計上しております。</p>	<p>役員退職慰労引当金 同左</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
5 キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であり、かつ、 価値の変動について僅少なリス クしか負わない取得日から3か月以 内に償還期限の到来する短期投資か らなっております。</p>	<p>同左</p>
6 その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>固定資産の減損に係る会計基準                      当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」                      (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び                      「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。                      これによる損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 21,601千円</p>	<p>1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 26,256千円</p>
<p>2</p>	<p>2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。</p>
<p>3 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>3 前払費用 同左</p>
<p>4 差入保証金 短期の取引保証金であります。</p>	<p>4</p>
<p>5 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>5 前受金 同左</p>
<p>6 偶発債務 保証債務 34,372,340千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。</p>	<p>6 偶発債務 保証債務 43,113,400千円 同左</p>
<p>7 会社が発行する株式 普通株式 39,200株 発行済株式総数 普通株式 19,200株</p>	<p>7 会社が発行する株式 普通株式 39,200株 発行済株式総数 普通株式 19,200株</p>
<p>8 資本の欠損 資本の欠損の額は427,524千円であります。</p>	<p>8 資本の欠損 資本の欠損の額は268,618千円であります。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 関係会社との主な取引は次のとおりであります。 受取利息 1,691千円	1 関係会社との主な取引は次のとおりであります。 受取利息 2,073千円

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 3月31日現在)
現金及び預金 971,343千円	現金及び預金 1,399,431千円
現金及び現金同等物 971,343千円	預入期間 3 か月超の定期預金 500,000千円
	現金及び現金同等物 899,431千円

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)				当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	3,084	2,775	308	器具及び備品	7,103	2,601	4,502
器具及び備品	15,311	8,000	7,311	ソフトウェア	44,511	37,927	6,584
ソフトウェア	80,511	60,647	19,864	合計	51,615	40,528	11,086
合計	98,906	71,423	27,483				
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		16,967千円		1年内		8,170千円
	1年超		11,490千円		1年超		3,319千円
	合計		28,457千円		合計		11,490千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
	支払リース料		34,795千円		支払リース料		17,516千円
	減価償却費相当額		32,520千円		減価償却費相当額		16,396千円
	支払利息相当額		1,049千円		支払利息相当額		549千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成17年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(平成18年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																																																														
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,441千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">54,662千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>1,481千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">57,584千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">固定資産</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">2,439千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">134,598千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>195千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">137,232千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>137,037千円</u></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;"><u>195千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>57,779千円</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>140.9%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>98.2%</u></td> </tr> </table>	流動資産		未払事業税	1,441千円	繰越欠損金	54,662千円	その他	<u>1,481千円</u>	計	57,584千円	固定資産		役員退職慰労引当金	2,439千円	繰越欠損金	134,598千円	その他	<u>195千円</u>	計	137,232千円	評価性引当額	<u>137,037千円</u>	差引	<u>195千円</u>	繰延税金資産合計	<u>57,779千円</u>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	住民税均等割	1.6%	評価性引当額	<u>140.9%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>98.2%</u>	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">3,368千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,685千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">68,049千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>653千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">73,757千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">固定資産</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">2,361千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;"><u>57,796千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">60,158千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>60,158千円</u></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>73,757千円</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">53.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>0.2%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>10.4%</u></td> </tr> </table>	流動資産		未払金	3,368千円	未払事業税	1,685千円	繰越欠損金	68,049千円	その他	<u>653千円</u>	計	73,757千円	固定資産		役員退職慰労引当金	2,361千円	繰越欠損金	<u>57,796千円</u>	計	60,158千円	評価性引当額	<u>60,158千円</u>	差引	<u>-</u>	繰延税金資産合計	<u>73,757千円</u>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	住民税均等割	0.7%	評価性引当額	53.4%	その他	<u>0.2%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>10.4%</u>
流動資産																																																																															
未払事業税	1,441千円																																																																														
繰越欠損金	54,662千円																																																																														
その他	<u>1,481千円</u>																																																																														
計	57,584千円																																																																														
固定資産																																																																															
役員退職慰労引当金	2,439千円																																																																														
繰越欠損金	134,598千円																																																																														
その他	<u>195千円</u>																																																																														
計	137,232千円																																																																														
評価性引当額	<u>137,037千円</u>																																																																														
差引	<u>195千円</u>																																																																														
繰延税金資産合計	<u>57,779千円</u>																																																																														
法定実効税率	40.7%																																																																														
(調整)																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																														
住民税均等割	1.6%																																																																														
評価性引当額	<u>140.9%</u>																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>98.2%</u>																																																																														
流動資産																																																																															
未払金	3,368千円																																																																														
未払事業税	1,685千円																																																																														
繰越欠損金	68,049千円																																																																														
その他	<u>653千円</u>																																																																														
計	73,757千円																																																																														
固定資産																																																																															
役員退職慰労引当金	2,361千円																																																																														
繰越欠損金	<u>57,796千円</u>																																																																														
計	60,158千円																																																																														
評価性引当額	<u>60,158千円</u>																																																																														
差引	<u>-</u>																																																																														
繰延税金資産合計	<u>73,757千円</u>																																																																														
法定実効税率	40.7%																																																																														
(調整)																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%																																																																														
住民税均等割	0.7%																																																																														
評価性引当額	53.4%																																																																														
その他	<u>0.2%</u>																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>10.4%</u>																																																																														

## (持分法損益等)

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注)2	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合 商社	(被所有) 直接11.9 間接27.1 (注)2	兼任4名 出向2名 (注)3	売上債権 の保証等	保証売上 (保証残高) (注)4	39,132 (1,338,000)	売掛金	843
										前受金	21,601
								資金の預入 (注)5、6 利息の受取 (注)6	800,000 1,691	その他 (預け金)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 伊藤忠商事㈱の「議決権等の被所有割合」間接27.1%は、同子会社である伊藤忠保険サービス㈱が所有するものであります。なお、伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。  
但し、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。
- 3 伊藤忠商事㈱の従業員6名を当社役員(取締役3名、監査役3名)として受け入れております。
- 4 当社の保証サービスの提供によるものであります。また、保証残高については、当社が提供している保証枠の全額を記載しております。なお、取引条件については当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 5 資金の預入は当社と伊藤忠商事㈱との間での消費寄託契約に基づくものであります。なお、当該取引は伊藤忠グループ企業間で余裕資金を融通しあうためのCMSを利用したものであります。
- 6 資金の預入に係る利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## 2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	伊藤忠セラテック㈱	愛知県瀬戸市	409	セラミック製品販売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	11,887 (1,417,000)	前受金	4,274
親会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	22,656 (1,172,000)	前受金	10,480
親会社の子会社	伊藤忠紙バルブ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,355 (50,000)	前受金	1,800
親会社の子会社	伊藤忠建材㈱	東京都中央区	500	木材卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,737 (30,000)		
親会社の子会社	Lifestyle Creation ㈱	東京都港区	200	衣料卸売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,641 (206,000)		
親会社の子会社	伊藤忠モードバル㈱	東京都千代田区	290	婦人・子供服卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,318 (15,000)	前受金	796
親会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	132 (68,000)	前受金	1,452

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また、保証残高については、当社が提供している保証枠の全額を記載しております。なお、取引条件については当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注)2	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有)直接41.6 (注)2	兼務3名 出向2名 転籍1名 (注)3	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)4	55,023 (3,090,000)	売掛金	264
								資金の預入 (注)5、6 利息の受取 (注)6		1,370,000 2,073	前受金
										その他 (預け金)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。  
但し、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。
- 3 伊藤忠商事㈱の従業員5名及び元従業員1名を当社役員(取締役3名、監査役3名)として受け入れております。
- 4 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 5 資金の預入は当社と伊藤忠商事㈱との間での消費寄託契約に基づくものであります。当該取引は伊藤忠グループ企業間で余裕資金を融通しあうためのCMS利用によるものです。なお、平成18年9月30日において、当該取引は終了しております。
- 6 資金の預入に係る利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## 2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	伊藤忠セラテック㈱	愛知県瀬戸市	409	セラミック製品販売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,869 (1,695,000)	前受金	7,653
親会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	33,572 (1,530,000)	前受金	12,425
親会社の子会社	伊藤忠紙バル㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,105 (78,000)	前受金	1,529
親会社の子会社	Lifestyle Creation㈱	東京都港区	200	衣料卸売			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,642 (213,000)	前受金	141
親会社の子会社	伊藤忠モードバル㈱	東京都千代田区	290	婦人・子供服卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	796 (15,000)	-	-
親会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,561 (53,000)	前受金	1,208
親会社の子会社	I F A㈱	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入			売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,628 (235,000)	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 43,878円93銭	1株当たり純資産額 52,155円29銭
1株当たり当期純利益金額 6,836円50銭	1株当たり当期純利益金額 8,276円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益(千円)	114,682	158,905
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	114,682	158,905
期中平均株式数(株)	16,775	19,200

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="683 417 952 471"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>4～5年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	建物	15年	器具及び備品	4～5年
建物	15年				
器具及び備品	4～5年				
2 引当金の計上基準	<p>役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>				
3 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>				
4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>				
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて計上しております。</p>				

## 中間財務諸表の基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は、1,080,896千円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
1	<p>担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 500,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。</p>
2	<p>前払費用</p> <p>主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>
3	<p>有形固定資産の減価償却累計額 4,313千円</p>
4	<p>前受金</p> <p>当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>
5	<p>偶発債務</p> <p>保証債務 49,119,360千円</p> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証料の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務については、金融機関による保険及び保証によって全額補填されております。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	
1	<p>営業外収益のうち主なもの</p> <p>受取利息 672千円</p>
2	<p>減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 2,806千円</p> <p>無形固定資産 1,160千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式(株)	19,200			19,200

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(平成18年9月30日現在)
現金及び預金	1,387,440千円
預入期間3ヶ月超の定期預金	<u>500,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>887,440千円</u>

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	3,594	3,508
無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	14,049	5,252
合計	26,405	17,643	8,761
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等			
未経過リース料中間期末残高相当額			
1年内	5,098千円		
1年超	<u>3,907千円</u>		
合計	9,005千円		
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料	3,476千円		
減価償却費相当額	3,268千円		
支払利息相当額	158千円		
(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	56,296円70銭
1株当たり中間純利益金額	4,141円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,080,896
普通株式に係る純資産額(千円)	1,080,896
普通株式の発行済株式数(株)	19,200
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	19,200

2 1株当たり中間純利益金額

項目	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間損益計算書の中間純利益(千円)	79,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	79,515
普通株式の期中平均株式数(株)	19,200

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)			
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成 18 年 10 月 31 日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づく新株予約権を平成 18 年 11 月 1 日付で発行することを決議いたしました。</p>			
1. 新株予約権の発行日	平成 18 年 11 月 1 日		
2. 新株予約権の発行数	695 個		
3. 新株予約権の発行価額	無償		
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 695 株		
(新株予約権 1 個あたり 1 株)			
<p>なお、発行日以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式につき調整を行い、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。</p>			
調整後 付与株式数	=	調整前 付与株式数	× 株式分割・株式併合の比率
<p>また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。</p>			
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額	1 株当たり 180,000 円		
<p>当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。</p>			
調整後払込金額	=	調整前払込金額	× $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$
<p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。</p>			

当中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)				
調整後払 込金額	=	調整前払 込金額	×	既発行株式数
			+	新規発行株式数又は処分 する自己株式数  × 1株当たり払込金額又は 1株当たり処分金額
				調整前払込金額
				既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分する自己株式数
<p>さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額</p> <p style="padding-left: 20px;">発行価格      180,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">資本組入額    90,000 円</p> <p>7. 新株予約権の行使期間</p> <p style="padding-left: 20px;">自 平成 20 年 11 月 1 日</p> <p style="padding-left: 20px;">至 平成 26 年 10 月 31 日</p> <p>8. 新株予約権の割当を受けた者及び数</p> <p style="padding-left: 20px;">取締役    3 名 225 個</p> <p style="padding-left: 20px;">従業員    30 名 470 個</p> <p>9. 新株予約権の行使条件</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。但し、次の場合はこの限りではない。</p> <p style="padding-left: 40px;">任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役又は監査役を解任された場合(但し、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p> <p style="padding-left: 40px;">定年により、従業員が退職する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">任期中で、取締役を退任した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。但し、相続は除く。</p>				

当中間会計期間  
(自 平成 18 年 4 月 1 日  
至 平成 18 年 9 月 30 日)

(3) 1 年間に権利行使できる新株予約権の個数は以下のとおりとする。但し、1 年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の  $1/2$  (役員は  $1/3$ ) を上限とする。なお、所定の割当個数が 10 個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の  $1/3$  を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の  $1/3$  を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成 23 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の  $1/3$  を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の  $1/3$  を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成 22 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

【附属明細表】(平成18年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
器具及び備品	1,731	-	-	1,731	1,506	165	224
有形固定資産計	1,731	-	-	1,731	1,506	165	224
無形固定資産							
ソフトウェア	6,345	8,475	-	14,820	6,049	901	8,771
無形固定資産計	6,345	8,475	-	14,820	6,049	901	8,771
長期前払費用	236	-	236	-	-	-	-
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(千円)		930,000	-	-	930,000
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	( 19,200)	( - )	( - )	( 19,200)
	普通株式 (千円)	930,000	-	-	930,000
	計 (株)	( 19,200)	( - )	( - )	( 19,200)
	計 (千円)	930,000	-	-	930,000
資本準備金及び その他 資本剰余金	資本準備金				
	株式払込剰余金 (千円)	340,000	-	-	340,000
	計 (千円)	340,000	-	-	340,000

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員退職慰労引当金	5,985	4,769	4,950	-	5,804

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成18年3月31日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	899,431
定期預金	500,000
小計	1,399,431
合計	1,399,431

## 売掛金

## イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本管材センター株式会社	5,189
株式会社松下エコシステムズ	3,317
株式会社ジェーシービー	2,602
株式会社カムズチェーン	655
株式会社サンライズ石油	415
その他	2,379
合計	14,560

## ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
4,556	1,041,757	1,031,753	14,560	98.6	3.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

前払費用

相手先	金額(千円)
三井住友海上火災保険株式会社	85,692
A I U 保険会社	40,278
東京リース株式会社	13,782
株式会社トータル保険サービス	7,606
富士火災海上保険株式会社	6,000
その他	25,330
合計	178,689

買掛金

相手先	金額(千円)
あいおい損害保険株式会社	19,275
株式会社損害保険ジャパン	17,853
A I U 保険会社	3,492
伊藤忠保険サービス株式会社	2,351
N I S リース株式会社	1,255
その他	4,775
合計	49,004

前受金

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	26,256
菱和鋼業株式会社	15,055
株式会社デイ・シイ	14,720
丸栄コンクリート工業株式会社	12,710
伊藤忠プラスチック株式会社	12,425
その他	502,072
合計	583,240

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	-
株式の名義書換	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.eguarantee.co.jp/">http://www.eguarantee.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

伊藤忠商事㈱は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第二号様式記載上の注意（70）eの規定では当社の親会社には該当しませんが、財務諸表等規則における支配力基準により実質的に親会社に該当します。なお、伊藤忠商事㈱は、継続開示会社であり、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所に上場しております。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年7月1日	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 代表取締役社長 米澤常克	東京都中央区日本橋1-4-1	当社の株主	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 小林栄三	東京都港区北青山2-5-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	490	49,000,000 (100,000) (注)4	親会社による株式集中化のため
平成17年7月15日	伊藤忠保険サービス株式会社 代表取締役社長 小松良治	東京都港区北青山2-5-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 小林栄三	東京都港区北青山2-5-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,194	519,400,000 (100,000) (注)4	親会社による株式集中化のため
平成18年3月28日	株式会社C R Cソリューションズ 代表取締役社長 杉山専美	東京都江東区南砂2-7-5	当社の株主	株式会社帝国データバンク 代表取締役社長 後藤信夫	東京都港区南青山2-5-20	特別利害関係者等(大株主上位10名)	294	35,280,000 (120,000) (注)5	取引関係強化のため

- (注) 1 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という。 )第23条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。 )第19条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。 )が、上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。 )の末日2年前の日(平成16年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下、「株式等の移動」という。 )を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領3(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。
- 2 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。 )、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 証券会社(外国証券会社も含む。 )及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は、平成16年9月25日に行われた第三者割当増資の発行価格を参考に、当事者間の協議の上決定した価格であります。
- 5 移動価格は、類似会社比準方式により算出した価格を参考にして、当事者間で協議の上決定した価格であります。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成16年9月25日	平成18年11月1日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	5,000株	695株
発行価格	100,000円(注)3	180,000円(注)4
資本組入額	50,000円	90,000円
発行価額の総額	500,000,000円	125,100,000円
資本組入額の総額	250,000,000円	62,550,000円
発行方法	第三者割当	平成18年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約		(注)2

(注) 1 第三者割当等による株式発行等の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下2に同じ。）の末日の1年前の日以後において、新株割当その他同取引所が適当と認められる方法以外の方法（以下、「第三者割当等」という。）による株式発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続保有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他取引所が必要と認める事項について、確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
  - (2) 同取引所が定める上場前公募等規則第28条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、その役員又は従業員その他同取引所が定める者であって、かつ同取引所が適当と認めるもの（以下、「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は割当を受けた者との間で、書面により報酬として発行された新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
  - (3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をなすものとしております。
  - (4) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成18年3月31日であります。
- 2 当社は、新株予約権の割当者と継続所有について以下の通り確約を行っております。  
割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する。

- 3 発行価格は、1株当たり純資産価額、類似業種比準方式により算出した価額並びに直前の第三者割当増資の発行価格を参考に決定しております。
- 4 発行価格は、類似会社比較方式により算定された価格を基準として決定しております。
- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

行使時の払込金額	1株につき180,000円
行使請求期間	平成20年11月1日から平成26年10月31日まで
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めません。
行使条件に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## 2 【取得者の概況】

株式 平成16年9月25日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド 無限責任組員 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現:エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社) 代表取締役社長 山村 信一	東京都中央区京橋 1-2-1	投資事業組合	1,154	115,400,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
テクノロジーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合 代表者 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 安達 俊久	東京都港区北青山 2-5-1	投資事業組合	1,000	100,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
投資事業組合「N I F 21 - O N E (2号-A)」 業務執行組員 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現:エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社) 代表取締役社長 山村 信一	東京都中央区京橋 1-2-1	投資事業組合	823	82,300,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
投資事業組合「N I F 21 - O N E (2号-B)」 業務執行組員 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現:エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社) 代表取締役社長 山村 信一	東京都中央区京橋 1-2-1	投資事業組合	823	82,300,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)
エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現:エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社) 代表取締役社長 山村 信一 (資本金18,767百万円)	東京都中央区京橋 1-2-1	ベンチャー キャピタル	700	70,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (証券会社の人的及び資本的関係会社) (注)
株式会社帝国データバンク 代表取締役社長 後藤 信夫 (資本金 90百万円)	東京都港区南青山 2-5-20	サービス業	500	50,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 当該第三者割当増資により特別利害関係者等となりました。

新株予約権 平成18年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
江藤 公則	東京都新宿区	会社役員	200	36,000,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
酒井 昭江	東京都中野区	会社員	73	13,140,000 (180,000)	当社従業員
古俣 武志	埼玉県草加市	会社員	66	11,880,000 (180,000)	当社従業員
池田 真文	神奈川県鎌倉市	会社員	52	9,360,000 (180,000)	当社従業員
高橋 和智	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	47	8,460,000 (180,000)	当社従業員
長谷川 裕之	東京都練馬区	会社員	40	7,200,000 (180,000)	当社従業員
境 博徳	大阪府堺市北区	会社員	32	5,760,000 (180,000)	当社従業員
馬場 豊吉	東京都大田区	会社役員	20	3,600,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
関 伸二	東京都町田市	会社員	20	3,600,000 (180,000)	当社従業員
竹林 亨	神奈川県川崎市多摩区	会社員	19	3,420,000 (180,000)	当社従業員
都築 裕介	東京都江戸川区	会社員	19	3,420,000 (180,000)	当社従業員
森田 浩史	神奈川県川崎市高津区	会社員	19	3,420,000 (180,000)	当社従業員
細川 淳雄	大阪府茨木市	会社員	18	3,240,000 (180,000)	当社従業員
糟谷 亮太郎	兵庫県加古川市	会社員	16	2,880,000 (180,000)	当社従業員
山崎 香里	東京都渋谷区	会社員	11	1,980,000 (180,000)	当社従業員
藤平 達	東京都目黒区	会社員	9	1,620,000 (180,000)	当社従業員
影山 朋香	埼玉県新座市	会社員	6	1,080,000 (180,000)	当社従業員
加藤 和彦	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	5	900,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤井 明子	大阪府羽曳野市	会社員	3	540,000 (180,000)	当社従業員
平野 知美	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
大木 夕実	東京都大田区	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
安達 美穂	東京都台東区	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
原野 裕美	大阪府大阪市城東区	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
伊藤 恭子	千葉県松戸市	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
渡辺 美聡	千葉県柏市	会社員	2	360,000 (180,000)	当社従業員
龍田 陽介	東京都練馬区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
古木 陽介	東京都小平市	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
桑田 昇	神奈川県横浜市西区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
辻川 敏大	東京都目黒区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
高橋 利恵	東京都目黒区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
矢澤 貴幸	大阪府大阪市城東区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
今井 隆元	東京都目黒区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員
村田 義人	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1	180,000 (180,000)	当社従業員

(注) 記載内容は、新株予約権付与時のものであります。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社 1,2	東京都港区北青山2-5-1	7,978	40.10
株式会社帝国データバンク 1	東京都港区南青山2-5-20	1,794	9.02
テクノロジーベンチャーズ1号 投資事業有限責任組合 1	東京都港区北青山2-5-1	1,294	6.50
株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 1	東京都江東区豊洲3-3-3	1,200	6.03
投資事業有限責任組合エヌアイ エフ日米欧ブリッジファンド 1	東京都千代田区九段北1-8-10	1,154	5.80
株式会社ジェーシービー 1	東京都港区南青山5-1-22	1,000	5.03
投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2号 - A )」 1	東京都千代田区九段北1-8-10	823	4.14
投資事業組合「N I F 21 - O N E ( 2号 - B )」 1	東京都千代田区九段北1-8-10	823	4.14
株式会社損害保険ジャパン 1	東京都新宿区西新宿1-26-1	784	3.94
エヌ・アイ・エフ S M B C ベン チャーズ株式会社 1,3	東京都中央区京橋1-2-1	700	3.52
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	670	3.37
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内1-3-3	490	2.46
安田企業投資1号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区麹町4-2-7	490	2.46
江藤 公則 4	東京都新宿区	200 (200)	1.01 (1.01)
酒井 昭江 5	東京都中野区	73 (73)	0.37 (0.37)
古俣 武志 5	埼玉県草加市	66 (66)	0.33 (0.33)
池田 真文 5	神奈川県鎌倉市	52 (52)	0.26 (0.26)
高橋 和智 5	埼玉県さいたま市見沼区	47 (47)	0.24 (0.24)
長谷川 裕之 5	東京都練馬区	40 (40)	0.20 (0.20)
境 博徳 5	大阪府堺市北区	32 (32)	0.16 (0.16)
馬場 豊吉 4	東京都大田区	20 (20)	0.10 (0.10)
関 伸二 5	東京都町田市	20 (20)	0.10 (0.10)
竹林 亨 5	神奈川県川崎市多摩区	19 (19)	0.10 (0.10)
都築 裕介 5	東京都江戸川区	19 (19)	0.10 (0.10)
森田 浩史 5	神奈川県川崎市高津区	19 (19)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
細川 淳雄 5	大阪府茨木市	18 (18)	0.09 (0.09)
糟谷 亮太郎 5	兵庫県加古川市	16 (16)	0.08 (0.08)
山崎 香里 5	東京都渋谷区	11 (11)	0.06 (0.06)
藤平 達 5	東京都目黒区	9 (9)	0.05 (0.05)
影山 朋香 5	埼玉県新座市	6 (6)	0.03 (0.03)
加藤 和彦 4	神奈川県横浜市都筑区	5 (5)	0.03 (0.03)
藤井 明子 5	大阪府羽曳野市	3 (3)	0.02 (0.02)
平野 知美 5	神奈川県茅ヶ崎市	2 (2)	0.01 (0.01)
大木 夕実 5	東京都大田区	2 (2)	0.01 (0.01)
安達 美穂 5	東京都台東区	2 (2)	0.01 (0.01)
原野 裕美 5	大阪府大阪市城東区	2 (2)	0.01 (0.01)
伊藤 恭子 5	千葉県松戸市	2 (2)	0.01 (0.01)
渡辺 美聡 5	千葉県柏市	2 (2)	0.01 (0.01)
龍田 陽介 5	東京都練馬区	1 (1)	0.00 (0.00)
古木 陽介 5	東京都小平市	1 (1)	0.00 (0.00)
桑田 昇 5	神奈川県横浜市西区	1 (1)	0.00 (0.00)
辻川 敏大 5	東京都目黒区	1 (1)	0.00 (0.00)
高橋 利恵 5	東京都目黒区	1 (1)	0.00 (0.00)
矢澤 貴幸 5	大阪府大阪市城東区	1 (1)	0.00 (0.00)
今井 隆元 5	東京都目黒区	1 (1)	0.00 (0.00)
村田 義人 5	神奈川県川崎市多摩区	1 (1)	0.00 (0.00)
計		19,895 (695)	100.0 (3.49)

(注) 1 「株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2 ( )内の数字は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

3 新株予約権付と契約に基づく権利喪失事由に該当し権利を喪失し、表中の潜在株式数及び潜在株式保有者が変動する可能性があります。

4 「氏名又は名称」欄の の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社親会社)
- 3 特別利害関係者等(証券会社の人的及び資本的關係会社)
- 4 特別利害関係者等(当社役員)
- 5 当社従業員

# 独立監査人の監査報告書

平成19年2月1日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年2月1日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服部 一利 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月1日

イー・ギャランティ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服部 一利 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月31日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

